

採用内定取消しの防止について

～事業主の皆さま、労働局・ハローワークまでご相談ください～

事業主の皆さまへ

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな失望を与えるものであり、できる限り防止することが必要です。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき厚生労働大臣が定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

1 採用内定の取消しを防止するため、**最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じる**こと。

※ 新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消し（解雇）は無効とされます。

2 やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、**対象者の就職先の確保について最大限の努力**を行うとともに、対象者からの**補償等の要求には、誠意を持って対応**すること。

事業主の皆さまの雇用維持の努力を支援するため、令和6年能登半島地震に伴う雇用調整助成金の特例措置を設けました。この特例により、採用したばかりの新規学卒者でも休業や教育訓練等をさせた場合は助成の対象となり得ます。



3 採用内定の取消しを行う前に、**まずは、お近くの労働局・ハローワークまでご相談**ください。

※ また、既に内定取消しを行った場合、労働局・ハローワークへご連絡いただく必要がありますので、ご連絡をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060123開若01



令和5年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります

- 令和4年6月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（3省合意）を改正し、大学生等のキャリア形成支援に係る取組を類型化するとともに、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直しました。

（「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（経団連と大学関係者で構成）が令和4年4月に公表した報告書を踏まえた見直しです。題名も「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」に改めています。）。

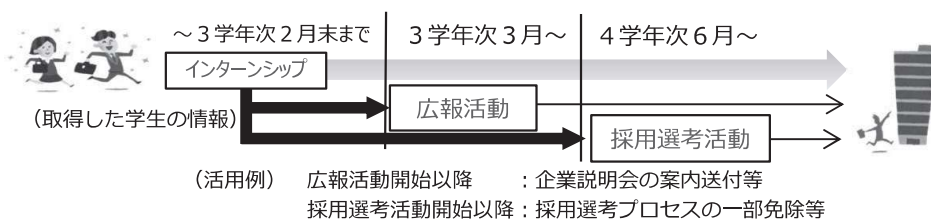
- この改正は、令和7年3月に卒業・修了する学生（学部生ならば令和5年度に学部3年生に進学する学生）が、令和5年度に参加するインターンシップから適用されます。中小企業やスタートアップ企業においても、職場での就業体験を組み込んだインターンシップの実施を自社の魅力・良さ・仕事のやりがい等を学生に伝える機会と捉え、前向きにご検討ください。

改正のポイント

① インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

「インターンシップ」とは称さない		「インターンシップ」と称して実施	
就業体験を必須とせず、「個社・業界の情報提供等」や「教育」が目的		就業体験が必須 「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」が目的	
タイプ1 オープン・カンパニー		タイプ3 汎用的能力・専門活用型 インターンシップ	タイプ4 高度専門型インターン シップ（試行）
タイプ2 キャリア教育			

② 一定の基準を満たすインターンシップ（タイプ3）で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能



【一定の基準とは】

- ・就業体験要件（実施期間の半分を超える日数を就業体験に充当）
- ・指導要件（職場の社員が学生を指導し、学生にフィードバックを行う）
- ・実施期間要件（汎用能力活用型は5日間以上。専門活用型は2週間以上）
- ・実施時期要件（卒業・修了前年度以降の長期休暇期間中）
- ・情報開示要件（学生情報を活用する旨等を募集要項等に明示）

■ タイプ1～4は学生のキャリア形成支援に係る取組であって、採用活動ではありません。

学生は採用選考活動開始時期以降、改めて採用選考のためのエントリーが必要になります。

- タイプや基準の詳細のほか、インターンシップ実施の際の体制整備、安全、災害補償の確保、ハラスメント対応、労働関係法令の適用、受け入れ時の公正性等の確保等の留意事項は、3省合意をご確認ください。

3省合意文書



<https://www.mhlw.go.jp/content/1180000/00/000949684.pdf>

産学協議会 2021年度報告書



<https://www.sangaku-kyogikai.org/activities>

産学協議会事務局 解説動画



<https://youtu.be/TqfHF0lgtDA>

求人票に明示する労働条件が 新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いたします。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員

(最大360文字)

② 就業場所の変更の範囲※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲**を明示してください。

就業場所	☐ 事業所所在地に同じ ☒ 登録済の就業場所に同じ ☐ 在宅勤務に該当	
	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	〇〇県△△市□□町3番地	
	最寄り駅(〇〇線 □□ 駅)から[徒歩・ 車]で(10 分)	
	就業場所に関する特記事項:	
受動喫煙対策	従業員数:就業場所(22 人) うち女性(12 人) うちパート(14 人)	
	1. あり 受動喫煙対策の内容: 屋内禁煙 ・喫煙室設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他 受動喫煙対策に関する特記事項:	
マイカー通勤	☐ マイカー通勤可 ☒ 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。	
転勤の可能性	① あり ➡ 転勤範囲: [A事業所、B事業所] 2. なし	

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■ 原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■ 条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載
- ・有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新・条件付きで更新あり) 2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断(通算契約期間上限4年／更新回数上限3回))

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「会社の定める○○」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交すること考えられますが、求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましいです。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。



・都道府県労働局・ハローワーク

LL060115首01

改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能**となっております。

このリーフレットでは、**求人企業の皆さまが、ハローワークに求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

※ 違反した場合に求人不受理となる規定が追加になります（施行日：令和4年10月1日）。

ハローワークは、原則として、全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、求人の申し込みを受理しないことができます。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ④ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった求人者による求人**

○ ハローワークは、求人の申し込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して報告を求めることができるとされており、職業安定法では、**求人者は、ハローワークからその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない**とされています。



- 正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった場合は、**求人の申し込みが受理されないこととなりますので、報告にご協力ください。**
- また、報告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性がある**ので、**正しい内容の報告**をお願いします。

【参考：職業安定法】

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。

- 一～六 （上記①～⑥のとおりであるため省略）
- 2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。
- 3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



以下に該当する場合には、求人の申込みが受理されません

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び 最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後 <u>6か月</u> 経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から <u>1年</u> 経過するまで
職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後 <u>6か月</u> 経過するまで

違反した場合に求人の申込みが受理されないこととなる法律の規定

法律	対象条項
労働基準法	＜男女同一賃金＞第4条、＜強制労働の禁止＞第5条、＜労働条件明示＞第15条第1項及び第3項、＜賃金＞第24条、第37条第1項及び第4項、＜労働時間＞第32条、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る）、第141条第3項、＜休日・休暇等＞第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、＜年少者関係＞第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、＜妊産婦関係＞第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項（※）労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用する場合を含む。
職業安定法	＜労働条件等の明示＞第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第2項及び第3項、第5条の4第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）及び第2項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求職者等の個人情報の取扱い＞第5条の5（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求人の申込み時の報告＞第5条の6第3項、＜委託募集＞第36条、＜労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止＞第39条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第40条、＜労働争議への不介入＞第42条の2において読み替えて準用する法第20条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜秘密を守る義務＞第51条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）
最低賃金法	第4条第1項
労働施策総合推進法	第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む） （※）第30条の2第1項の規定を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。
男女雇用機会均等法	第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項及び第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む）、第11条の3第1項、第12条及び第13条第1項 （※）労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。
育児・介護休業法	第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条（第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第21条第2項、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条第1項及び第2項（第52条の4第2項及び第52条の5第2項において準用する場合を含む）及び第26条 （※）労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

新規学校卒業者を採用する際は 労働関係法令の規定などを確認してください

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものです。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識や経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者の助言や援助を必要とします。

このリーフレットは、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）をもとに、新規学校卒業者の採用に当たり確認いただきたい事項をまとめたものです。

事業主の皆さまには、新規学校卒業者を採用する際、このリーフレットや関係法令などを参考に、適正な募集・採用に努めていただくようお願いいたします。

1. 募集・労働契約締結に当たって遵守すべき事項など

募集時	●労働条件を明示してください（職業安定法第5条の3） ●広告等により提供する求人等に関する情報は的確に表示してください（同法第5条の4） ●職業安定法に基づく大臣指針により、以下の点に配慮してください ・募集の段階で、労働条件を変更する可能性があるときは、その旨を併せて明示してください ・明示した労働条件が変更になったときは、求職者に対して速やかに通知してください ●固定残業代制を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示すること（記載例参照）
労働契約締結前	●当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示して下さい（職業安定法第5条の3第3項） →なお、学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、又は当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容等を追加することは不適切であるとされています
労働契約締結時または締結後	●労働条件を明示してください（労働基準法第15条第1項） ●明示された労働条件が事実と異なる場合、労働者は即時に労働契約を解除することができます（同法第15条第2項） ●労働条件の変更には、労使の合意が必要です（労働契約法第8条）

Pick up!

時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- 1 基本給（××円）
- 2 □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- 3 ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
 - ※ 「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載してください。また、□□手当に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。
 - ※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も同様です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930開若03

2. 採用内定に当たって遵守すべき事項など

- (1) 採用内定を行う際は、確実な採用の見通しに基づいて、採否の結果を明確に伝えてください。
- (2) 採用の時期や採用条件、採用内定取消事由などは、文書で明示してください。また、学校などの卒業が採用条件となる場合は、内定時に明示してください。
- (3) 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効となりますので、十分にご留意ください。
- (4) やむを得ない事情により採用内定の取消しや入職（入社）時期の繰下げを行うときは、新規卒業予定者の就職先の確保に最大限努力するとともに、該当者からの補償などの要求に誠意を持って対応してください。また、所定の様式により、あらかじめハローワークに通知してください。

3. 学校などの卒業者の取扱い

新規卒業予定者の募集を行うに当たっては、学校などの卒業者が、卒業後少なくとも三年間は応募できるようにしてください。また、できる限り年齢の上限を設けないようにし、年齢の上限を設ける場合には、青少年が広く応募できるよう検討してください。

4. 新規卒業予定者に関する採用方法

- (1) 通年採用や秋季採用の導入などを積極的に検討してください。
- (2) 国・地方公共団体などの施策を活用しながら、いわゆるUIJターン就職などによる就職機会の提供に積極的に取り組んでください。

5. インターンシップ・職場体験の機会の提供

学校やハローワーク等と連携し、インターンシップや職場体験の受入れを行うなどの積極的な協力をお願いします。なお、インターンシップや職場体験であっても、労働基準法などの労働関係法令が適用される場合もあるので、ご注意ください。

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（令和4年6月13日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を踏まえて実施してください。

6. その他

前述のほか、事業主は以下の点についてご注意ください。

- ・ 募集・採用計画の立案に当たっては、毎年募集・採用人数が大きく変動しないよう、入職後の人材育成など雇用管理面にも配慮しつつ、中長期的な人事計画などに基づいて、必要な人材だけを採用してください。
- ・ 当該年度の具体的な募集・採用計画の立案に当たり、中長期的な人事計画などの下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状況などを十分見極めた上で、募集・採用人数を決定してください。
- ・ 募集・採用人数の計画決定に当たり、「若干名」、「〇〇人以内」など不明確な表現、実際の採用計画を超えた人数の募集などは避け、採用人数を明確にしてください。

新規卒者などを募集する事業主の皆さまへ

若者の募集・採用等に関する指針

ご対応いただきたい5つのポイントを紹介します



若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**若者を募集・採用等する事業主などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- 職業安定法の改正（令和4年10月1日施行）に伴い、青少年の募集を行う際のルールが変わります。

指針の全体版も
ご覧ください



1 募集にあたっての労働条件の明示などの対応が必要です

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守**すること。

新規!!

- 広告等により提供する青少年の募集に関する情報等は、**青少年に誤解を生じさせるような表示としない**こと。また、当該情報を**正確かつ最新の内容に保つ**こと。

- 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としない**こと。
- **固定残業代**を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。
- 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針※第5を踏まえ、**求職者等の個人情報を適切に取り扱う**こと

※ 「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」

固定残業代の詳細



労働関係法令の留意点



2 内定取消しは無効になることもあります

- 労働契約が成立したと認められる場合には、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効**とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うこと。やむを得ない事情により採用内定取消しなどを行う場合には、**就職先の確保について最大限の努力**を行うこと。
※ 職業安定法施行規則第35条第2項では、採用内定取消しなどを行おうとする事業主は、所定の様式により、あらかじめ、公共職業安定所等に通知することとなっています。
- 採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する**就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為などは**、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供の観点から**行わないこと**。
- 労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような**内定辞退の勧奨は**、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから**行わないこと**。

3 就活生などに対するハラスメントにも注意してください

- 事業主は、雇用する労働者が就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮することが望ましいこと。

特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等は、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場でも問題化しています。

企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを、研修などを実施し社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

ハラスメントの詳細



4 「青少年雇用情報」の情報提供が必要です

- ホームページでの公表などで、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。

青少年雇用情報とは

若者雇用促進法により、事業主は、応募者などに対して、平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報を提供する仕組みがあります。

職場情報は、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、

(i) 幅広い情報提供を努力義務

(ii) 応募者等から求めがあった場合は、以下の3類型（ア～ウ）ごとに1つ以上の情報提供を義務

としています。

(ア) 募集・採用に関する状況

(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況

(ウ) 企業における雇用管理に関する状況

青少年雇用情報の詳細



5 卒業後3年以内の者も「新卒枠」での応募受付ができるよう努めてください

- 既卒者が卒業後少なくとも3年間は「新卒枠」に応募できるようにすることや、できる限り上限年齢を設けないように努めること。
- 通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討するよう努めること。

既卒者の応募の詳細



通年採用・秋季採用の詳細



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 ハローワーク

LL040930開若01

学生の職業選択の自由を侵害する 「オワハラ」は行わないでください！！

オワハラとは、企業などが新規学校卒業者等の採用において、内定や内々定を行うことと引き換えに、学生の意思に反して他の企業などへの就職活動の終了を強要するようなハラスメント行為です。

オワハラは、憲法で保障された職業選択の自由を侵害する行為であり、場合によっては、刑法上の脅迫罪・強要罪や民法上の不法行為にも当たる可能性があります。

また、学生にオワハラと受け止められれば、企業等の社会的信用の失墜やイメージの低下につながりかねません。

新規学校卒業者等の就職は、人生の大きな転機であり、将来を左右する重要な選択をすることになります。

学生側にも、節度ある就職活動が求められますが、企業や職業紹介事業者の皆さまにも、学生が納得いく就職活動を行えるよう、就職機会の確保にご理解・ご協力をお願いします。



以下のようなことをしていませんか？
これらは「オワハラ」に該当し得る例です！

- 自社の内（々）定と引換えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- 自由応募型の採用選考において、内（々）定と引換えに大学あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること
- 他社の就活が物理的にできないよう、研修等への参加を求めること
- 内定承諾書等の早期提出を強要することや、内定辞退の防止を目的として、内定を承諾することについて、保護者の同意を強要すること
- 内（々）定辞退を申し出たにもかかわらず、引き留めるために何度も話し合いを求めること

ハローワークに寄せられた相談事例

社会経験が少ない学生にとって、企業からの強い働きかけは、相当なプレッシャーになります。学生への対応に当たっては、学生の自主性を妨げることがないように、ご配慮をお願いします。



内定承諾書の早期提出を執拗に求められ、メッセージアプリにも就職活動を終了するよう求めるメッセージが再三送付されてくる。



内々定の連絡を受けた後、他社の選考を全て辞退し、就職活動を終了するように言われた。



内々定時に、入社しなかった場合には損害賠償が発生する旨の記載がある「誓約書」や「入社承諾書」へのサインを強要された。

■「事業主等指針」※では、以下のように規定しています。 事業主の皆さまのご理解をお願いします。

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一 労働関係法令等の遵守

(二) 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

- 二 採用内定又は採用内々定を行うことと引換えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。

※青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第7条の規定に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）

指針の全体版はこちら



求人申込み時の留意点

「受動喫煙防止」のための取組を明示してください

2020（令和2）年1月6日から、ハローワークの求人票の様式が変わり、新たに**就業場所における受動喫煙防止のための取組**を明示する必要があります。※1

求人への申込みに当たっては、改正健康増進法に規定する施設の類型に応じて、以下のとおり受動喫煙対策について明示してください。

就業場所	改正健康増進法上の施設の類型と受動喫煙を防止するための措置		求人申込み時の明示方法 ～「受動喫煙対策」の選択・記載方法～		
			「有無」欄	「対策」欄	「特記事項」欄
病院、学校、 児童福祉施設、 行政機関など (2019年7月～)	第一種 施設	敷地内禁煙の場合	あり	屋内禁煙	「敷地内禁煙」などと記載
		敷地内に特定屋外喫煙場所設置の場合★	あり	屋内禁煙	「敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）」などと記載
バス・タクシー、旅客機 など (2020年4月～)	旅客機	禁煙	あり	屋内禁煙	裏面（1）注2を参照
事業所、 飲食店、 ホテル・旅館、 鉄道・船舶、 その他の施設 (2020年4月～)	第二種 施設	屋内禁煙の場合	あり	屋内禁煙	—
		喫煙専用室または加熱式 たばこ専用喫煙室設置の 場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙専用室設置」「加熱式 たばこ専用喫煙室設置」など と記載
		適用除外の場所あり (例：宿泊室内など) の場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙可の宿泊室あり」など と記載
(経過措置) 既存の 営業規模 の小さな 飲食店※2	既存特定 飲食提供 施設	店内の一部を喫煙可能室 としている場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙可能室設置」などと 記載
		店内の全部を喫煙可能室 としている場合	なし (喫煙可)	—	—
喫煙が主目的の バー・スナック、 たばこ販売店など (2020年4月～)	喫煙 目的 施設	店内の一部を喫煙目的室 としている場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙目的室設置」などと 記載
		店内の全部を喫煙目的室 としている場合	なし (喫煙可)	—	—
屋外 (第一種施設を除く)	—	—	その他	—	「屋外喫煙可（屋外で就 業）」などと記載
(注) 就業場所に禁煙区域と喫煙可能区域がある場合（★）は、喫煙可能区域での業務があるか否かについて、可能な限り「受動喫煙対策に関する特記事項」欄に記載・入力してください。 記載例：「喫煙可能区域での業務あり」「喫煙可能区域での業務なし」					

※1 受動喫煙対策の推進のため、職業安定法施行規則の一部が改正され、2020年4月1日から、労働者の募集や求人の申込みを行う際に「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」の明示義務が課されています。ハローワークでは、求人票の様式を変更し、2020年1月6日以降の求人申込み（変更を含む）から明示していただいています。

※2 改正健康増進法に基づく経過措置の対象となる既存の営業規模が小規模な飲食店とは、①2020年4月1日時点で現に存する飲食店などであって、②資本金の額または出資の総額が5,000万円以下で、③客席面積が100㎡以下、のすべてを満たすものに限られます。



就業場所における「受動喫煙防止」のための取組を明示する際は、 以下の点にもご留意ください。

(1) 求人事業所の所在地と就業場所が異なる場合

求人事業所の所在地と就業場所が異なる場合は、**実際の就業場所における受動喫煙対策を明示**してください。

(注1) 求人の申込み時点で複数の場所での就業が予定されている場合は、「受動喫煙対策に関する特記事項」欄や「就業場所に関する特記事項」欄を活用して、それぞれの就業場所における受動喫煙対策を明示してください。ただし、出張や営業など立ち寄る可能性のある場所や、将来的に就業する可能性のある場所について、あらかじめ網羅して明示する必要はありません。

(注2) バス・タクシー、鉄道、船舶、航空機の乗務員など、移動が前提の業務である場合には、恒常的に立ち寄る所属事務所など（鉄道の駅や空港のターミナルビルを含む）および業務に従事する場所（バス・タクシー、鉄道の車内、航空機の機内）の状況を明示する必要があります。このため、恒常的に立ち寄る所属事務所などの状況については、「就業場所に関する特記事項」欄に記載・入力してください。

(注3) 労働者派遣求人の場合は、派遣先における受動喫煙対策を明示してください。

(2) 喫煙可能区域で就業する場合（年齢制限の取扱い）

改正健康増進法では、施設の管理権原者は、喫煙専用室などの喫煙可能区域に**20歳未満の者を立ち入らせてはならない**としています。

このため、喫煙可能区域で就業する求人は、**年齢制限の下限を20歳以上とする必要があります**。（労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項に規定する例外事由（2号：法令の規定による年齢制限）に該当）

【記載例】

年齢制限	: あり
年齢制限範囲	: 20歳以上 ～
年齢制限該当事由	: 法定の規定により年齢制限がある
年齢制限の理由	: 健康増進法により20歳未満立入禁止のため

(3) 地方公共団体が条例などで受動喫煙の防止に関する事項を定めている場合

地方公共団体の条例により受動喫煙を防止するための措置が定められている場合には、求人申込み時の明示に当たっても、条例などに適合したものとなるようにご注意ください。

改正健康増進法の詳細は・・・

- 「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト（改正健康増進法のわかりやすい解説）
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>
- 厚生労働省HP（改正健康増進法の概要や関係する通知など）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
- 問い合わせ先：都道府県等（都道府県・保健所設置市・特別区の保健担当主管課または保健所）

このリーフレットの内容や求人申込み時の明示方法については、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

若者の募集・求人の申込みをお考えの事業主の皆さまへ
職業紹介事業者の皆さまへ

固定残業代※を賃金に含める場合は、 適切な表示をお願いします。

※「固定残業代」とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

近年、募集要項や求人票の「固定残業代」を含めた賃金表示をめぐるトラブルが見受けられます。若者が就職先の企業を選択する際には、正確な労働条件の表示が重要であり、「若者雇用促進法」に基づく指針でも、「固定残業代」について適切な表示をするよう定めています。

事業主の皆さまには、求人・募集の段階で、指針を踏まえた「固定残業代」の明示をしっかり行っていただき、また、職業紹介事業者の皆さまも、求人を受け付ける際は明示が適切になされるように働きかけをお願いいたします。



固定残業代制を採用する場合は、募集要項や求人票などに、次の①～③の内容すべてを明示してください。

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③ 固定残業時間を超える時間外労働、
休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨

▶ 時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- ① 基本給（××円）（②の手当を除く額）
- ② □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

【注意点】 ※「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載します。

※「□□手当」に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。

※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も、同様の記載が必要です。

【参考】青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（抜粋）

第二の一（一）八（ハ）

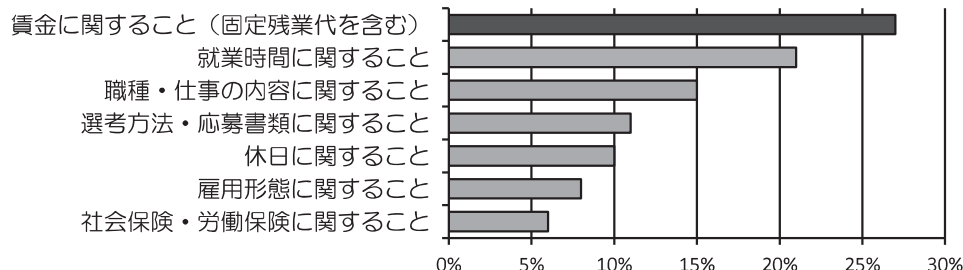
賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下この（ハ）及びレ（ハ）において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この（ハ）において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930開若04

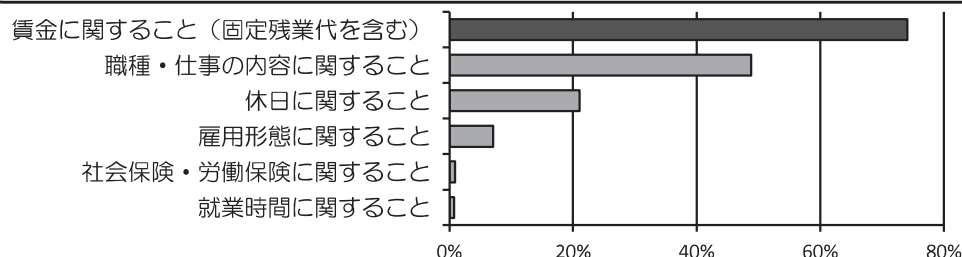
ハローワークにおける、求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に対する申出・苦情で、一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。



出典：厚生労働省職業安定局調べ（平成29年度）

※1件の申出等で複数の内容を含むものは、それぞれの内訳に計上

民間職業紹介機関を利用して就職活動した方の「求人条件と採用条件が異なっていた」という不満で、一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。



出典：民間人材ビジネス実態把握調査（厚生労働省 平成28年8月）

※複数回答

時間外割増賃金をめぐるトラブルには、次のような裁判例があります。

【T事件（平成24年3月8日 / 最高裁第一小法廷判決）】

本件雇用契約は、(略) 基本給を月額41万円とした上で、月間総労働時間が180時間を超えた場合には、その超えた時間につき1時間当たり一定額を別途支払い、(略) 月間180時間以内の労働時間中の時間外労働がされても、基本給自体の金額が増額されることはない。(略) 基本給について、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法第37条第1項の規定する時間外の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないものというべきである。これらによれば、(略) 時間外労働をした場合に、月額41万円の基本給の支払を受けたとしても、その支払によって、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとすることはできない(略)。

【U事件（平成20年10月7日 / 東京地裁判決）】

販売手当(略) は、いずれも各店舗の売上等に応じて支給されるものであり、これが従業員が時間外労働や深夜労働をした場合に支給される割増賃金と同様の性質を有するものとはいえない。(略) 販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたとまでは述べていないのであるし、他に販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたことを認めるに足る証拠はないから、(略) 販売手当の支払をもって時間外及び深夜の割増賃金の支払ということとはできない。

【F事件（平成20年3月21日 / 東京地裁判決）】

少なくとも労働者が自分が当月働いた分についてどれだけの時間外労働がなされ、それに対していくらの割増賃金が出ているのかを概算的にでも有効・適切に知ることができなければ、労使の合意に基づいた労働条件の中身としての賃金なり給与条件の合意が成立したことにはならない。

高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。

それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。

要件

定住者	特定活動
我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※ 中学校には夜間中学を含みます。	—
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ 高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有している必要があります。
—	扶養者が身元保証人として在留していること
入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※ 「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。	
入国時に18歳未満であること	
就労先が決定(内定を含む。)していること ※ 当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること	
住居地の届出等、公的義務を履行していること	

在留資格変更許可申請の際の提出資料

定住者	特定活動
在留資格変更許可申請書(T)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)	在留資格変更許可申請書(U)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)
履歴書(我が国の義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)	履歴書(我が国の高等学校等への入学日の記載のあるもの)
我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)	我が国の高等学校等の在学証明書(入学日の記載のあるもの)
—	高等学校等に編入した者については、以下のいずれかの資料 ・ 日本語能力試験N2以上 ・ BJTビジネス日本語能力テスト400点以上
身元保証書	扶養者を保証人とする身元保証書
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類	
我が国の企業等に雇用されること(内定を含む。)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。)	
住民票(世帯全員の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)については省略し、他の事項については省略のないもの。)	

※ 申請いただいた後に、出入国在留管理局における審査の過程において、この他に資料を求める場合もあります。

<問い合わせ先>

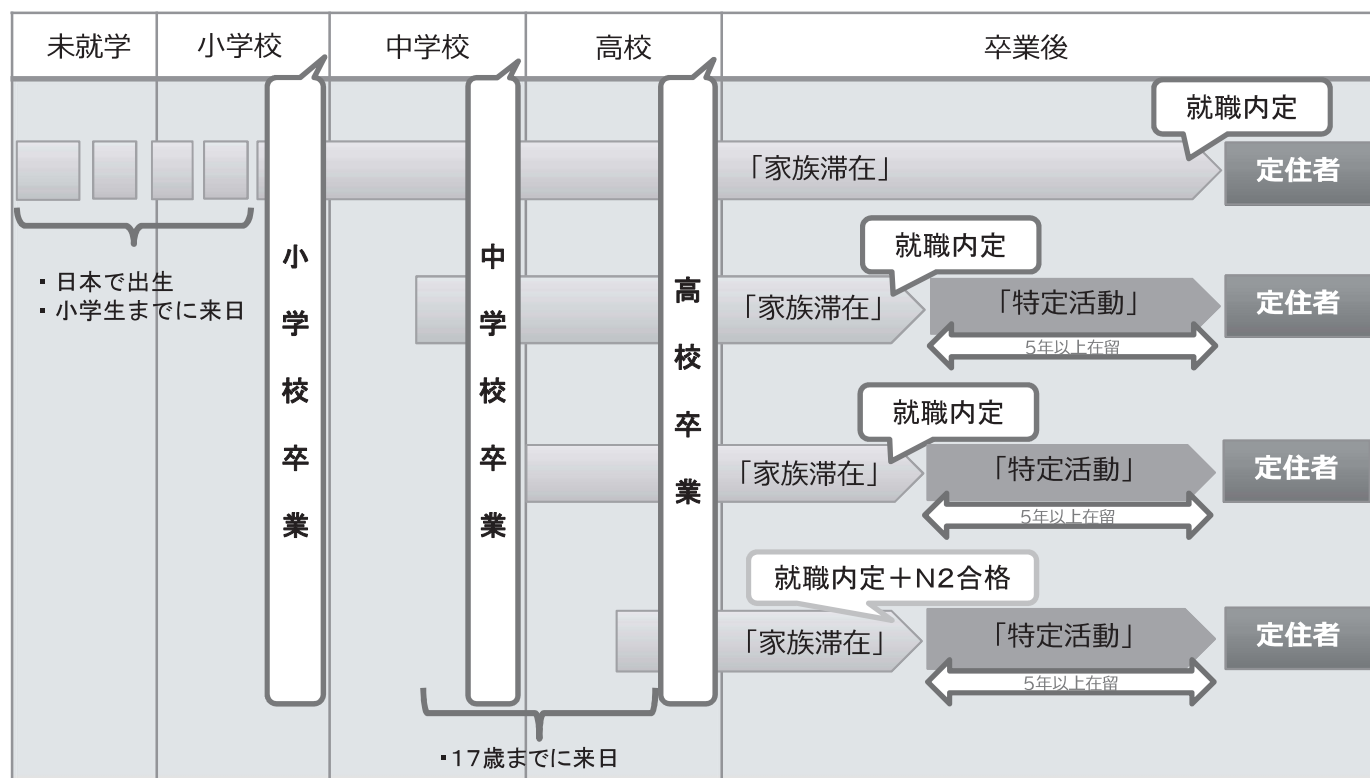
札幌出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 011-211-5701)	TEL 0570-003259	大阪出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 06-4703-2050)	TEL 0570-064259
仙台出入国在留管理局 TEL 0570-022259		神戸支局 TEL 078-391-6377	
東京出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 03-5796-7234)	TEL 0570-034259	広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411	
横浜支局 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 045-769-1729)	TEL 0570-045259	高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852	
名古屋出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合: TEL 052-217-8944)	TEL 0570-052259	福岡出入国在留管理局 那覇支局 TEL 098-832-4185	TEL 092-717-5420

高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて

主なルート

定住者：17歳までに入国＋小学校卒業＋中学校卒業＋高校卒業＋就職内定

特定活動：17歳までに入国＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{高校入学（編入を除く）} \rightarrow \text{卒業} \\ \text{高校編入} \rightarrow \text{卒業} + \text{日本語能力N2} \end{array} \right\}$ ＋就職内定＋親（日本在留）の身元保証



注1 「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

注2 「特定活動」から「定住者」への変更許可要件は以下のとおり。

- ① 本邦の高等学校卒業以上の学歴を有すること
- ② 就労を目的とする「特定活動」又は就労資格（「技能実習」を除く。）により5年以上在留していること

※ 本邦の大学（別科・専攻科を含む。）、専門学校（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）、高等専門学校（4年次・5年次に限る。また、専攻科を含む。）及び高等学校専攻科で教育を受けた後に就職した場合、当該教育を受けた期間の算入も認める。

- ③ 就職先が決定（内定を含む。）していること
- ④ 申請人自身に独立生計維持能力が認められること
- ⑤ 申請人が入管法上の届出義務、公的義務を履行していること

厚生労働省履歴書様式例について

この様式例は、雇用主が、履歴書の提出を一般の求職者等に求める際に広く参考としていただけるよう令和3年4月16日に厚生労働省において作成したものです。

この様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をお願いします。

※ 厚生労働省では、これまで、「JIS規格の様式例に基づいた履歴書」を参考とするよう推奨していましたが、現在その様式例は削除されています。

★公正な採用選考を実施していただくために、応募者に提出してもらう履歴書は、就職差別につながるおそれのある事項を含まないものを用いることが重要です。

どのような履歴書にすればよいのか分からない場合は、まずはこの様式例を使用してみてください。

★一方、募集したい人材に応じて、応募者に記載させる項目を雇用主が独自に設けたり、この様式例以外の応募書類やエントリーシートを使用する場合もあります。

その場合も、この様式例を参考にして、公正な採用選考の考え方に基づいたものとなっているかどうかをよくご検討の上、使用してください。

様式例と比較して、増えている項目はどんな内容でしょうか。

☆就職差別につながるおそれのある事項を含まないようにするためには、増えている項目を募集する職務の内容に照らして、把握する必要性について、応募者本人の十分な納得が得られるものであるかをよく検討してください。

☆応募者に、把握する理由を聞かれた場合にも、その必要性をしっかりと説明できるよう、採用担当者間でよく話し合い、共有しましょう。

様式例の中に確認しなくてもよい項目はないでしょうか。

☆様式例と比較して、応募者に求める項目を既に減らしている企業もあります。

これは各企業で、募集する求人の職務内容に照らし、採用選考に必要な事項をしっかりと検討した上で、より少ない情報でも応募者の適性や能力を評価できるよう社内で工夫した結果と考えられます。

☆このような工夫も、公正な採用選考の取り組みの一つと考えられます。

〈厚生労働省履歴書様式例〉

履歴書

年 月 日現在

写真をはる位置

写真をはる位置がある場合
1. 顔
2. 本人証明写真から上
3. 裏面の切り付け

ふりがな氏名

年 月 日生 (満 歳) ※性別

ふりがな現住所 〒

電話

ふりがな連絡先 〒

(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)

電話

年 月

学 歴・職 歴 (各別にまとめて書く)

年 月

学 歴・職 歴 (各別にまとめて書く)

志望の動機、特技、好きな学科、アピールポイントなど

本人希望記入欄 (特に給料・職種・勤務時間・勤務地・その他についての希望などがあれば記入)

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

従来の「JIS規格の様式例に基づいた履歴書」との相違点

(1)性別欄は任意記載欄

- ・性自認の多様な在り方に対応するため、(男・女)の選択ではなく任意記載欄としています。
- ・この様式では、応募者が記載したい内容で記載することが可能であり、また、応募者が記載を希望しない場合は、未記載となる場合があります。

(様式例を活用する際の留意点)

- ◇応募者の性別が未記載でも、把握が必要な場合には、面接等で適切な方法により確認することは可能です。
- ◇ただし、応募者の中には自らの性を履歴書に記載したり、面接時等に述べることを望まない方もいます。このため、制度上特定の性別の者を就業させることができない場合(坑内業務の一部等)や、男女の応募者数を把握したり(※1)、女性が相当程度少ない会社において女性を積極的に採用する(※2)場合など、性別の確認が必要な場合には、理由を説明し、応募者本人の十分な納得の上で行うようお願いいたします。
- ◇また、面接時等に性別の回答を強要したり、性別欄の記載内容や、未記載であることで採否を決めることのないようお願いいたします。

(※1) 女性活躍推進法第8条、第9条、第12条、第20条の規定に基づき、一般事業主行動計画策定のための把握・分析や目標設定、情報公表にあたり、また、えるばし・プラチナえるばしの認定申請にあたり、男女別の採用における競争倍率を把握する必要がある場合。

(※2) 男女雇用機会均等法第8条の規定に基づき、女性が相当程度少ない会社において、女性を積極的に採用する必要がある場合。

(2)「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」は設けていません。

- ・従来の「JIS規格の様式例に基づいた履歴書」には「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」といった欄が設けられていましたが、この様式例では設けていません。
- ・応募者に、超過勤務・休日出勤・緊急対応の可否や、転勤の可能性も含めた配置先の配慮等を確認するために、これらの欄に記載された情報を把握していた場合は、あらかじめ求人票や募集要領等に関係する情報を記載し、確認が必要な理由が分かるようにした上で、面接者全員に確認するようにしてください。

写真欄について

従来から写真は「必要がある場合」に貼付することとなっており、応募者に対して写真が必要であることを特に示していない場合には、貼付されていない場合もあります。

応募者の中には様々な事情から写真の貼付を望まない方もいるため、写真の貼付が必要な場合はこのような方が納得の上で応募できるよう、あらかじめ必要な理由を明示しておくといった工夫や、写真の貼付がされていないことだけで採否を決めることがないようにお願いします。また、写真の内容(容姿)で採否を決めることは公正な採用選考の観点から好ましくありません。

○地域別最低賃金

○産業別最低賃金

(注) ○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業
…他に分類されないはん用機械・装置製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、農業用トラクタ製造業を含み、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、建設用ショベルトラック製造業を除く。
○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…医療用計測器製造業を除く。
○輸送用機械器具製造業…建設用ショベルトラック製造業を含む。
○自動車小売業…自動車部分品・附属品小売業を含み、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。

- 126 —

具体的計算方法について

実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、家族手当などの除外賃金を差し引いた賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給料の支払われ方が、

① 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額

② 日給の場合・

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

③ ①、②以外（週給・月給等）の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。（換算方法は次の計算例を参照）

月給者の場合

神奈川県で働く労働者Aさんの場合（神奈川県最賃適用者）

○ 年間所定労働日数255日

○ 月給210,000円（うち家族手当10,000円、精勤手当10,000円、通勤手当10,000円）

○ 所定労働時間は毎日8時間

（神奈川県最低賃金は、時間額1,162円です。）



1. まず、最低賃金の対象とならない家族・精勤・通勤手当を除きます。

2. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額}$$

3. Aさんの場合、2の計算式にあてはめると、

$$\frac{\text{月給} 180,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間所定労働日数} 255 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}} \div 1,058.8 \text{ 円} < \text{最低賃金} 1,162 \text{ 円}$$

したがって、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

産業別最低賃金についても、平成15年度の改正時から時間額のみが表示となりましたが、1日の所定労働時間が8時間より短い労働者に対して、支払われる賃金額を低下させることは、労働基準法第1条第2項の規定に抵触することになりますので、ご注意ください。

詳しくは**神奈川労働局 賃金室**（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階 電話.045-211-7354）または最寄りの**労働基準監督署**にお尋ねください。

神奈川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

最低賃金についての照合、相談は――

神奈川労働局労働基準部賃金室 ☎045(211)7354

又は最寄りの労働基準監督署

令和7年度賃金早見表

- 求人票に記載の月額から所得税、社会保険料等が控除されます。手取月額の参考にしてください。
- ・雇用保険料は、1,000 分の 5.5 で計算してあります。（建設の事業、農林水産・清酒製造の事業は、1,000 分の 6.5）
 - ・健康保険料は、100 分の 9.92（折半）で、介護保険に該当しない被保険者として計算しています。
 - ・厚生年金保険料は、100 分の 18.300（折半）で計算してあります。
 - ・税額は甲欄扶養親族等の数は 0 で計算してあります。
 - ・原則として、入社した翌年の 6 月から住民税も控除されます。
 - ・概算額ですので詳細については、関係機関にお問い合わせください。

〔令和7年3月作成〕

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
150,000	825	7,440	13,725	21,990	128,010	2,150	24,140	125,860
151,000	831	7,440	13,725	21,996	129,005	2,150	24,146	126,855
152,000	836	7,440	13,725	22,001	129,999	2,260	24,261	127,739
153,000	842	7,440	13,725	22,007	130,994	2,260	24,267	128,734
154,000	847	7,440	13,725	22,012	131,988	2,360	24,372	129,628
155,000	853	7,936	14,640	23,429	131,572	2,360	25,789	129,212
156,000	858	7,936	14,640	23,434	132,566	2,360	25,794	130,206
157,000	864	7,936	14,640	23,440	133,561	2,460	25,900	131,101
158,000	869	7,936	14,640	23,445	134,555	2,460	25,905	132,095
159,000	875	7,936	14,640	23,451	135,550	2,550	26,001	133,000
160,000	880	7,936	14,640	23,456	136,544	2,550	26,006	133,994
161,000	886	7,936	14,640	23,462	137,539	2,610	26,072	134,929
162,000	891	7,936	14,640	23,467	138,533	2,610	26,077	135,923
163,000	897	7,936	14,640	23,473	139,528	2,680	26,153	136,848
164,000	902	7,936	14,640	23,478	140,522	2,680	26,158	137,842
165,000	908	8,432	15,555	24,895	140,106	2,680	27,575	137,426
166,000	913	8,432	15,555	24,900	141,100	2,680	27,580	138,420
167,000	919	8,432	15,555	24,906	142,095	2,740	27,646	139,355
168,000	924	8,432	15,555	24,911	143,089	2,740	27,651	140,349
169,000	930	8,432	15,555	24,917	144,084	2,800	27,717	141,284
170,000	935	8,432	15,555	24,922	145,078	2,800	27,722	142,278
171,000	941	8,432	15,555	24,928	146,073	2,860	27,788	143,213
172,000	946	8,432	15,555	24,933	147,067	2,860	27,793	144,207
173,000	952	8,432	15,555	24,939	148,062	2,920	27,859	145,142
174,000	957	8,432	15,555	24,944	149,056	2,920	27,864	146,136
175,000	963	8,928	16,470	26,361	148,640	2,920	29,281	145,720
176,000	968	8,928	16,470	26,366	149,634	2,980	29,346	146,654
177,000	974	8,928	16,470	26,372	150,629	2,980	29,352	147,649
178,000	979	8,928	16,470	26,377	151,623	3,050	29,427	148,573
179,000	985	8,928	16,470	26,383	152,618	3,050	29,433	149,568
180,000	990	8,928	16,470	26,388	153,612	3,120	29,508	150,492
181,000	996	8,928	16,470	26,394	154,607	3,120	29,514	151,487
182,000	1,001	8,928	16,470	26,399	155,601	3,200	29,599	152,401
183,000	1,007	8,928	16,470	26,405	156,596	3,200	29,605	153,396
184,000	1,012	8,928	16,470	26,410	157,590	3,270	29,680	154,320
185,000	1,018	9,424	17,385	27,827	157,174	3,200	31,027	153,974
186,000	1,023	9,424	17,385	27,832	158,168	3,270	31,102	154,898
187,000	1,029	9,424	17,385	27,838	159,163	3,270	31,108	155,893
188,000	1,034	9,424	17,385	27,843	160,157	3,340	31,183	156,817
189,000	1,040	9,424	17,385	27,849	161,152	3,340	31,189	157,812
190,000	1,045	9,424	17,385	27,854	162,146	3,410	31,264	158,736
191,000	1,051	9,424	17,385	27,860	163,141	3,410	31,270	159,731
192,000	1,056	9,424	17,385	27,865	164,135	3,480	31,345	160,655
193,000	1,062	9,424	17,385	27,871	165,130	3,480	31,351	161,650
194,000	1,067	9,424	17,385	27,876	166,124	3,550	31,426	162,574
195,000	1,073	9,920	18,300	29,293	165,708	3,550	32,843	162,158
196,000	1,078	9,920	18,300	29,298	166,702	3,550	32,848	163,152
197,000	1,084	9,920	18,300	29,304	167,697	3,620	32,924	164,077

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
198,000	1,089	9,920	18,300	29,309	168,691	3,620	32,929	165,071
199,000	1,095	9,920	18,300	29,315	169,686	3,700	33,015	165,986
200,000	1,100	9,920	18,300	29,320	170,680	3,700	33,020	166,980
201,000	1,106	9,920	18,300	29,326	171,675	3,770	33,096	167,905
202,000	1,111	9,920	18,300	29,331	172,669	3,770	33,101	168,899
203,000	1,117	9,920	18,300	29,337	173,664	3,840	33,177	169,824
204,000	1,122	9,920	18,300	29,342	174,658	3,840	33,182	170,818
205,000	1,128	9,920	18,300	29,348	175,653	3,910	33,258	171,743
206,000	1,133	9,920	18,300	29,353	176,647	3,910	33,263	172,737
207,000	1,139	9,920	18,300	29,359	177,642	3,980	33,339	173,662
208,000	1,144	9,920	18,300	29,364	178,636	3,980	33,344	174,656
209,000	1,150	9,920	18,300	29,370	179,631	4,050	33,420	175,581
210,000	1,155	10,912	20,130	32,197	177,803	3,980	36,177	173,823
211,000	1,161	10,912	20,130	32,203	178,798	3,980	36,183	174,818
212,000	1,166	10,912	20,130	32,208	179,792	4,050	36,258	175,742
213,000	1,172	10,912	20,130	32,214	180,787	4,050	36,264	176,737
214,000	1,177	10,912	20,130	32,219	181,781	4,120	36,339	177,661
215,000	1,183	10,912	20,130	32,225	182,776	4,120	36,345	178,656
216,000	1,188	10,912	20,130	32,230	183,770	4,200	36,430	179,570
217,000	1,194	10,912	20,130	32,236	184,765	4,200	36,436	180,565
218,000	1,199	10,912	20,130	32,241	185,759	4,270	36,511	181,489
219,000	1,205	10,912	20,130	32,247	186,754	4,270	36,517	182,484
220,000	1,210	10,912	20,130	32,252	187,748	4,340	36,592	183,408
221,000	1,216	10,912	20,130	32,258	188,743	4,340	36,598	184,403
222,000	1,221	10,912	20,130	32,263	189,737	4,410	36,673	185,327
223,000	1,227	10,912	20,130	32,269	190,732	4,410	36,679	186,322
224,000	1,232	10,912	20,130	32,274	191,726	4,480	36,754	187,246
225,000	1,238	10,912	20,130	32,280	192,721	4,480	36,760	188,241
226,000	1,243	10,912	20,130	32,285	193,715	4,550	36,835	189,165
227,000	1,249	10,912	20,130	32,291	194,710	4,550	36,841	190,160
228,000	1,254	10,912	20,130	32,296	195,704	4,630	36,926	191,074
229,000	1,260	10,912	20,130	32,302	196,699	4,630	36,932	192,069
230,000	1,265	11,904	21,960	35,129	194,871	4,550	39,679	190,321
231,000	1,271	11,904	21,960	35,135	195,866	4,630	39,765	191,236
232,000	1,276	11,904	21,960	35,140	196,860	4,630	39,770	192,230
233,000	1,282	11,904	21,960	35,146	197,855	4,700	39,846	193,155
234,000	1,287	11,904	21,960	35,151	198,849	4,700	39,851	194,149
235,000	1,293	11,904	21,960	35,157	199,844	4,770	39,927	195,074
236,000	1,298	11,904	21,960	35,162	200,838	4,770	39,932	196,068
237,000	1,304	11,904	21,960	35,168	201,833	4,840	40,008	196,993
238,000	1,309	11,904	21,960	35,173	202,827	4,840	40,013	197,987
239,000	1,315	11,904	21,960	35,179	203,822	4,910	40,089	198,912
240,000	1,320	11,904	21,960	35,184	204,816	4,910	40,094	199,906
241,000	1,326	11,904	21,960	35,190	205,811	4,980	40,170	200,831
242,000	1,331	11,904	21,960	35,195	206,805	4,980	40,175	201,825
243,000	1,337	11,904	21,960	35,201	207,800	5,050	40,251	202,750
244,000	1,342	11,904	21,960	35,206	208,794	5,050	40,256	203,744
245,000	1,348	11,904	21,960	35,212	209,789	5,130	40,342	204,659

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
246,000	1,353	11,904	21,960	35,217	210,783	5,130	40,347	205,653
247,000	1,359	11,904	21,960	35,223	211,778	5,200	40,423	206,578
248,000	1,364	11,904	21,960	35,228	212,772	5,200	40,428	207,572
249,000	1,370	11,904	21,960	35,234	213,767	5,270	40,504	208,497
250,000	1,375	12,896	23,790	38,061	211,939	5,200	43,261	206,739
251,000	1,381	12,896	23,790	38,067	212,934	5,200	43,267	207,734
252,000	1,386	12,896	23,790	38,072	213,928	5,270	43,342	208,658
253,000	1,392	12,896	23,790	38,078	214,923	5,270	43,348	209,653
254,000	1,397	12,896	23,790	38,083	215,917	5,340	43,423	210,577
255,000	1,403	12,896	23,790	38,089	216,912	5,340	43,429	211,572
256,000	1,408	12,896	23,790	38,094	217,906	5,410	43,504	212,496
257,000	1,414	12,896	23,790	38,100	218,901	5,410	43,510	213,491
258,000	1,419	12,896	23,790	38,105	219,895	5,480	43,585	214,415
259,000	1,425	12,896	23,790	38,111	220,890	5,480	43,591	215,410
260,000	1,430	12,896	23,790	38,116	221,884	5,560	43,676	216,324
261,000	1,436	12,896	23,790	38,122	222,879	5,560	43,682	217,319
262,000	1,441	12,896	23,790	38,127	223,873	5,560	43,687	218,313
263,000	1,447	12,896	23,790	38,133	224,868	5,680	43,813	219,188
264,000	1,452	12,896	23,790	38,138	225,862	5,680	43,818	220,182
265,000	1,458	12,896	23,790	38,144	226,857	5,680	43,824	221,177
266,000	1,463	12,896	23,790	38,149	227,851	5,780	43,929	222,071
267,000	1,469	12,896	23,790	38,155	228,846	5,780	43,935	223,066
268,000	1,474	12,896	23,790	38,160	229,840	5,780	43,940	224,060
269,000	1,480	12,896	23,790	38,166	230,835	5,890	44,056	224,945
270,000	1,485	13,888	25,620	40,993	229,007	5,780	46,773	223,227
271,000	1,491	13,888	25,620	40,999	230,002	5,780	46,779	224,222
272,000	1,496	13,888	25,620	41,004	230,996	5,890	46,894	225,106
273,000	1,502	13,888	25,620	41,010	231,991	5,890	46,900	226,101
274,000	1,507	13,888	25,620	41,015	232,985	5,890	46,905	227,095
275,000	1,513	13,888	25,620	41,021	233,980	5,990	47,011	227,990
276,000	1,518	13,888	25,620	41,026	234,974	5,990	47,016	228,984
277,000	1,524	13,888	25,620	41,032	235,969	5,990	47,022	229,979
278,000	1,529	13,888	25,620	41,037	236,963	6,110	47,147	230,853
279,000	1,535	13,888	25,620	41,043	237,958	6,110	47,153	231,848
280,000	1,540	13,888	25,620	41,048	238,952	6,110	47,158	232,842
281,000	1,546	13,888	25,620	41,054	239,947	6,210	47,264	233,737
282,000	1,551	13,888	25,620	41,059	240,941	6,210	47,269	234,731
283,000	1,557	13,888	25,620	41,065	241,936	6,210	47,275	235,726
284,000	1,562	13,888	25,620	41,070	242,930	6,320	47,390	236,610
285,000	1,568	13,888	25,620	41,076	243,925	6,320	47,396	237,605
286,000	1,573	13,888	25,620	41,081	244,919	6,320	47,401	238,599
287,000	1,579	13,888	25,620	41,087	245,914	6,420	47,507	239,494
288,000	1,584	13,888	25,620	41,092	246,908	6,420	47,512	240,488
289,000	1,590	13,888	25,620	41,098	247,903	6,420	47,518	241,483
290,000	1,595	14,880	27,450	43,925	246,075	6,420	50,345	239,655
291,000	1,601	14,880	27,450	43,931	247,070	6,420	50,351	240,650
292,000	1,606	14,880	27,450	43,936	248,064	6,420	50,356	241,644
293,000	1,612	14,880	27,450	43,942	249,059	6,530	50,472	242,529
294,000	1,617	14,880	27,450	43,947	250,053	6,530	50,477	243,523
295,000	1,623	14,880	27,450	43,953	251,048	6,530	50,483	244,518
296,000	1,628	14,880	27,450	43,958	252,042	6,640	50,598	245,402
297,000	1,634	14,880	27,450	43,964	253,037	6,640	50,604	246,397
298,000	1,639	14,880	27,450	43,969	254,031	6,640	50,609	247,391
299,000	1,645	14,880	27,450	43,975	255,026	6,750	50,725	248,276
300,000	1,650	14,880	27,450	43,980	256,020	6,750	50,730	249,270
301,000	1,656	14,880	27,450	43,986	257,015	6,750	50,736	250,265
302,000	1,661	14,880	27,450	43,991	258,009	6,850	50,841	251,159
303,000	1,667	14,880	27,450	43,997	259,004	6,850	50,847	252,154

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
304,000	1,672	14,880	27,450	44,002	259,998	6,850	50,852	253,148
305,000	1,678	14,880	27,450	44,008	260,993	6,960	50,968	254,033
306,000	1,683	14,880	27,450	44,013	261,987	6,960	50,973	255,027
307,000	1,689	14,880	27,450	44,019	262,982	6,960	50,979	256,022
308,000	1,694	14,880	27,450	44,024	263,976	7,070	51,094	256,906
309,000	1,700	14,880	27,450	44,030	264,971	7,070	51,100	257,901
310,000	1,705	15,872	29,280	46,857	263,143	6,960	53,817	256,183
311,000	1,711	15,872	29,280	46,863	264,138	7,070	53,933	257,068
312,000	1,716	15,872	29,280	46,868	265,132	7,070	53,938	258,062
313,000	1,722	15,872	29,280	46,874	266,127	7,070	53,944	259,057
314,000	1,727	15,872	29,280	46,879	267,121	7,180	54,059	259,941
315,000	1,733	15,872	29,280	46,885	268,116	7,180	54,065	260,936
316,000	1,738	15,872	29,280	46,890	269,110	7,180	54,070	261,930
317,000	1,744	15,872	29,280	46,896	270,105	7,280	54,176	262,825
318,000	1,749	15,872	29,280	46,901	271,099	7,280	54,181	263,819
319,000	1,755	15,872	29,280	46,907	272,094	7,280	54,187	264,814
320,000	1,760	15,872	29,280	46,912	273,088	7,390	54,302	265,698
321,000	1,766	15,872	29,280	46,918	274,083	7,390	54,308	266,693
322,000	1,771	15,872	29,280	46,923	275,077	7,390	54,313	267,687
323,000	1,777	15,872	29,280	46,929	276,072	7,490	54,419	268,582
324,000	1,782	15,872	29,280	46,934	277,066	7,490	54,424	269,576
325,000	1,788	15,872	29,280	46,940	278,061	7,490	54,430	270,571
326,000	1,793	15,872	29,280	46,945	279,055	7,610	54,555	271,445
327,000	1,799	15,872	29,280	46,951	280,050	7,610	54,561	272,440
328,000	1,804	15,872	29,280	46,956	281,044	7,610	54,566	273,434
329,000	1,810	15,872	29,280	46,962	282,039	7,710	54,672	274,329
330,000	1,815	16,864	31,110	49,789	280,211	7,610	57,399	272,601
331,000	1,821	16,864	31,110	49,795	281,206	7,610	57,405	273,596
332,000	1,826	16,864	31,110	49,800	282,200	7,710	57,510	274,490
333,000	1,832	16,864	31,110	49,806	283,195	7,710	57,516	275,485
334,000	1,837	16,864	31,110	49,811	284,189	7,710	57,521	276,479
335,000	1,843	16,864	31,110	49,817	285,184	7,820	57,637	277,364
336,000	1,848	16,864	31,110	49,822	286,178	7,820	57,642	278,358
337,000	1,854	16,864	31,110	49,828	287,173	7,820	57,648	279,353
338,000	1,859	16,864	31,110	49,833	288,167	7,920	57,753	280,247
339,000	1,865	16,864	31,110	49,839	289,162	7,920	57,759	281,242
340,000	1,870	16,864	31,110	49,844	290,156	7,920	57,764	282,236
341,000	1,876	16,864	31,110	49,850	291,151	8,040	57,890	283,111
342,000	1,881	16,864	31,110	49,855	292,145	8,040	57,895	284,105
343,000	1,887	16,864	31,110	49,861	293,140	8,040	57,901	285,100
344,000	1,892	16,864	31,110	49,866	294,134	8,140	58,006	285,994
345,000	1,898	16,864	31,110	49,872	295,129	8,140	58,012	286,989
346,000	1,903	16,864	31,110	49,877	296,123	8,140	58,017	287,983
347,000	1,909	16,864	31,110	49,883	297,118	8,250	58,133	288,868
348,000	1,914	16,864	31,110	49,888	298,112	8,250	58,138	289,862
349,000	1,920	16,864	31,110	49,894	299,107	8,250	58,144	290,857
350,000	1,925	17,856	32,940	52,721	297,279	8,250	60,971	289,029
351,000	1,931	17,856	32,940	52,727	298,274	8,250	60,977	290,024
352,000	1,936	17,856	32,940	52,732	299,268	8,250	60,982	291,018
353,000	1,942	17,856	32,940	52,738	300,263	8,420	61,158	291,843
354,000	1,947	17,856	32,940	52,743	301,257	8,420	61,163	292,837
355,000	1,953	17,856	32,940	52,749	302,252	8,420	61,169	293,832
356,000	1,958	17,856	32,940	52,754	303,246	8,670	61,424	294,576
357,000	1,964	17,856	32,940	52,760	304,241	8,670	61,430	295,571
358,000	1,969	17,856	32,940	52,765	305,235	8,670	61,435	296,565
359,000	1,975	17,856	32,940	52,771	306,230	8,910	61,681	297,320
360,000	1,980	17,856	32,940	52,776	307,224	9,400	62,176	297,824

《 神奈川版 令和 6 年 3 月 新規学卒者 初任給一覧 》

この資料は、県内ハローワークに届出のあった新規学卒者の「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金を基に作成したものです。

※金額は毎月決まって支払われる給与・各種手当（超過勤務手当、賞与、臨時の賃金は含まない）

※賃金欄の「＊」は対象者が10人未満、「－」は対象者がいないことを示している。

<単位 千円>

区分		男性			女性		
		高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒
産業別 初任給	建設業	224	231	249	217	221	245
	製造業	200	215	242	199	214	240
	電気・ガス・熱	200	－	247	200	217	250
	情報通信	199	211	248	194	214	252
	運輸・郵便	205	215	234	202	214	230
	卸売・小売	224	225	253	235	218	239
	金融・保険	241	207	236	213	214	236
	不動産・物品賃貸	211	237	257	206	230	245
	学術・専門・技術	196	209	247	206	216	243
	宿泊・飲食	214	224	229	220	222	230
	生活関連・娯楽	199	218	245	203	219	250
	教育・学習	221	224	254	219	219	235
	医療・福祉	201	223	238	203	224	245
	複合サービス	－	－	228	185	198	229
	サービス	188	208	224	199	211	231
職業別 初任給	管理	204	227	237	201	215	240
	専門的・技術	195	216	242	198	223	246
	事務	198	206	244	200	212	238
	販売	233	231	256	239	220	244
	サービス	207	219	238	212	220	234
	保安	231	230	232	* 241	* 217	* 224
	生産工程・労務	201	217	233	203	214	236
	輸送・機械運転	205	207	225	207	* 203	233
	建設・採掘	226	238	250	224	* 222	239
規模別 初任給	運搬・清掃・包装等	197	* 205	230	196	208	230
	4人以下	225	223	236	* 212	211	242
	5～29人	221	218	234	207	215	229
	30～99人	207	218	242	206	222	239
	100～299人	203	216	238	208	222	240
	300～499人	199	215	245	198	220	243
	500～999人	198	210	240	200	224	246
	1000人以上	204	222	251	219	224	245

参考（令和5年度の状況を掲載していますので、統合等で学校名・所在地等変更されている場合があります。）

神奈川県版高等学校便覧

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
■ 横浜公共職業安定所 (220-0004) 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 4 階 〔045 (663) 8609 (47#) (学卒第一部門)〕 < 最寄駅…JR 線・市営地下鉄線・私鉄各線 = 横浜 >													
国	横浜国立大学 教育学部附属 特別支援学校	(232-0061)〔045 (742) 2291〕 横浜市南区大岡 2-31-3	全	普 通	5	3	3	2	0	0	5	4	
県	旭	(241-0806)〔045 (953) 3301〕 横浜市旭区下川井町 2247	全	普 通	179	124	3	3	0	0	191	115	R9.4 横浜旭 陵高校と再編 統合
県	磯 子 工 業	(235-0023)〔045 (761) 0251〕 横浜市磯子区森 5-24-1	全	機 械	62	0	30	0	4	0	60	4	
			全	電 気	53	0	34	0	4	0	60	0	
			全	建 設	28	2	10	1	7	0	32	2	
			全	化 学	16	4	12	4	0	0	15	2	
			定・単	綜 合	7	2	1	1	0	0	2	0	
県	神 奈 川 工 業	(221-0812)〔045 (491) 9146〕 横浜市神奈川区平川町 19-1	全	機 械	74	3	41	2	11	0	73	3	
			全	建 設	58	12	9	2	29	7	52	22	
			全	電 気	113	8	34	4	48	4	109	5	
			全	デ ザ イ ン	4	32	0	2	0	3	5	34	
			定・単	機 械	7	0	1	0	4	0	14	0	工業科学年制 から単位制 に改編のため R8年度生徒 募集せず
県	神 奈 川 綜 合	(221-0812)〔045 (491) 2000〕 横浜市神奈川区平川町 19-2	定	建 設	3	0	2	0	0	0	6	0	
			定	電 気	6	0	1	0	1	0	10	0	
			全・単	普 通	73	155	0	0	0	0	59	148	
県	希 望 ケ 丘	(241-0824)〔045 (391) 0061〕 横浜市旭区南希望が丘 79-1	全・単	舞 台 芸 術	2	26	0	0	0	0	2	27	R3.4 新設
			全	普 通	174	173	0	0	0	0	174	183	
県	光 陵	(240-0026)〔045 (712) 5577〕 横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-7-1	定	普 通	8	14	3	2	1	2	7	6	
			全	普 通	170	140	0	0	0	0	155	153	
県	商 工	(240-0035)〔045 (353) 0591〕 横浜市保土ヶ谷区今井町 743	全	総合ビジネス	56	44	19	19	1	2	52	52	
			全	総 合 技 術	79	1	55	1	0	0	91	8	
県	城 郷	(221-0862)〔045 (382) 5251〕 横浜市神奈川区三枚町 364-1	全	普 通	85	156	6	6	0	0	105	141	
県	永 谷	(233-0016)〔045 (824) 4907〕 横浜市港南区下永谷 1-28-1	全	普 通	51	39	10	5	4	0	44	35	R9.4 横浜桜陽高 校と再編統合の ため R7 年度生 徒募集せず

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業生数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	二 俣 川 看 護 福 祉	(241-0815)〔045 (391) 6165〕 横浜市旭区中尾 1-5-1	全	看 護	5	68	0	0	0	0	9	63	普通科に改編 のため R7 年度 生徒募集せず
			全	福 祉	21	48	1	3	1	2	15	58	
県	保 土 ケ 谷	(240-0045)〔045 (371) 7781〕 横浜市保土ヶ谷区川島町 1557	全	普 通	142	93	10	11	4	4	170	93	
県	保 土 ケ 谷 支 援 学 校	(240-0026)〔045 (714) 0126〕 横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-8-1	全	普 通	39	28	4	2	0	0	44	28	
県	横 浜 旭 陵	(241-0001)〔045 (953) 1004〕 横浜市旭区上白根町 1161-7	全単	普 通	95	83	13	12	7	5	90	86	R9.4 度旭高校と再編 統合のため令和7年度 生徒募集せず
県	横 浜 国 際	(232-0066)〔045 (721) 1434〕 横浜市南区六ツ川 1-731	全単	国 際	40	111	0	0	0	0	44	110	
			全単	国際バカロレア	9	16	0	0	0	0	5	19	
県	横 浜 翠 嵐	(221-0854)〔045 (311) 4621〕 横浜市神奈川区三ツ沢南町 1-1 定時制〔045 (311) 5825〕	全	普 通	212	134	0	0	0	0	230	116	
			定	普 通	17	7	5	1	0	0	16	7	
県	横 浜 清 陵	(232-0007)〔045 (242) 1926〕 横浜市南区清水ヶ丘 41	全単	普 通	110	157	1	0	1	0	113	152	
県	横 浜 立 野	(231-0825)〔045 (621) 0261〕 横浜市中区本牧間門 40-1	全	普 通	59	174	1	4	0	0	84	186	
県	横 浜 南 陵	(234-0053)〔045 (842) 3764〕 横浜市港南区日野中央 2-26-1	全	普 通	132	96	3	2	0	0	162	110	
県	横 浜 水 取 沢	(235-0043)〔045 (772) 0606〕 横浜市磯子区水取沢町 938-2	全	普 通	165	177	0	1	0	1	196	145	
県	横 浜 平 沼	(220-0073)〔045 (313) 9200〕 横浜西区岡野 1-5-8	全	普 通	108	203	0	0	0	0	98	212	
県	横 浜 緑 ケ 丘	(231-0832)〔045 (621) 8641〕 横浜市中区本牧緑ヶ丘 37	全	普 通	115	156	0	0	0	0	111	165	
県	横 浜 明 朋	(234-0054)〔045 (836) 1680〕 横浜市港南区港南台 9-18-1	定単	普 通	83	61	27	11	3	4	80	86	
市	上 菅 田 特 別 支 援 学 校	(240-0051)〔045 (382) 0420〕 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 462	全	普 通	11	8	0	0	0	0	8	10	
市	港 南 台 ひ の 特 別 支 援 学 校	(234-0054)〔045 (830) 5826〕 横浜市港南区港南台 5-3-2	全	普 通	10	7	0	0	0	0	14	12	
市	桜 丘	(240-0011)〔045 (331) 5021〕 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘 2-15-1	全	普 通	153	147	0	0	0	0	145	168	
市	左 近 山 特 別 支 援 学 校	(241-0831)〔045 (352) 1580〕 横浜市旭区左近山 1011	全	普 通	1	2	0	0	0	0	3	1	
市	中 村 特 別 支 援 学 校	(232-0033)〔045 (261) 9863〕 横浜市南区中村町 4-269-1	全	普 通	2	1	0	0	0	0	5	3	
市	日 野 中 央 高 等 特 別 支 援 学 校	(234-0053)〔045 (844) 3015〕 横浜市港南区日野中央 2-25-3	全	職 業	50	14	37	11	4	0	37	24	R5.4 学科再編
市	み な と 総 合	(231-0023)〔045 (662) 3710〕 横浜市中区山下町 231	全単	総 合	45	178	1	1	0	0	40	186	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
市	南	(233-0011)〔045 (822) 1910〕 横浜市港南区東永谷 2-1-1	全	普 通	91	100	0	0	0	0	91	94	スポーツマネ ジメント科は 商業に含む
市	盲 特 別 支 援 学 校	(221-0005)〔045 (431) 1629〕 横浜市神奈川区松見町 1-26	全	普 通	4	1	1	0	0	0	6	6	
			全	専 攻	0	3	0	0	0	3	1	3	
市	横 浜 商 業 高 等 学 校 別 科	(232-0006)〔045 (713) 2323〕 横浜市南区南太田 2-30-1	全	商 業	114	116	10	12	5	17	144	93	
			全	国 際	7	24	0	0	0	0	13	24	
市	横 浜 商 業 高 等 学 校 別 科	(235-0011)〔045 (751) 5151〕 横浜市磯子区丸山 1-22-21	全	理 容	10	13	3	3	2	2	13	6	
			全	美 容	11	27	9	20	0	6	7	28	
市	横 浜 総 合	(232-0061)〔045 (744) 1900〕 横浜市南区大岡 2-29-1	定単	総 合	99	94	23	23	2	0	110	118	
市	ろ 特 別 支 援 学 校	(240-0067)〔045 (335) 0411〕 横浜市保土ヶ谷区常盤台 81-1	全	普 通	6	2	0	0	1	0	3	3	
			全	ビ ジ ネ ス	3	0	1	0	0	0	0	0	
市	若 葉 台 特 別 支 援 学 校	(241-0801)〔045 (923) 1300〕 横浜市旭区若葉台 2-1-1	全	普 通	21	10	15	5	0	0	26	10	
私	青 山 学 院 横 浜 英 和	(232-8580)〔045 (731) 2861〕 横浜市南区蒔田町 124	全	普 通	40	199	0	1	0	0	44	158	
男私	浅 野	(221-0012)〔045 (421) 3281〕 横浜市神奈川区子安台 1-3-1	全	普 通	256	-	0	-	0	-	265	-	
女私	神 奈 川 学 園	(221-0844)〔045 (311) 2961〕 横浜市神奈川区沢渡 18	全	普 通	-	172	-	0	-	0	-	171	
私	関 東 学 院	(232-0002)〔045 (231) 1001〕 横浜市南区三春台 4	全	普 通	149	75	0	0	0	0	188	85	
男私	聖 光 学 院	(231-0837)〔045 (621) 2051〕 横浜市中区滝之上 100	全	普 通	230	-	0	-	0	-	231	-	
私	星 槌	(241-0801)〔045 (442) 8686〕 横浜市旭区若葉台 4-35-1	全	普 通	94	23	4	1	1	0	94	31	
		通信制〔045 (442) 6685〕	通	普 通	4	5	1	1	0	0	111	63	R4.4 新設
女私	捜 真 女 学 校	(221-8720)〔045 (491) 3686〕 横浜市神奈川区中丸 8	全	普 通	-	124	-	0	-	1	-	133	
私	聖 坂 支 援 学 校	(231-0862)〔045 (622) 2974〕 横浜市中区山手町 140	全	本 科	7	3	0	0	0	0	5	5	
			全	専 攻	5	5	0	0	0	0	5	3	
女私	フ ェ リ ス 女 学 院	(231-8660)〔045 (641) 0242〕 横浜市中区山手町 178	全	普 通	-	177	-	0	-	0	-	170	
私	横 浜 学 園	(235-0021)〔045 (751) 6941〕 横浜市磯子区岡村 2-4-1	全	普 通	136	114	5	4	0	2	108	94	
女私	横 浜 共 立 学 園	(231-8662)〔045 (641) 3785〕 横浜市中区山手町 212	全	普 通	-	173	-	0	-	0	-	170	
私	横 浜 訓 盲 学 院	(231-0847)〔045 (641) 2626〕 横浜市中区竹之丸 181	全	普 通	0	0	0	0	0	0	1	1	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	専攻生活	0	2	0	0	0	0	2	0	
			④	専攻理療	0	0	0	0	0	0	0	0	
			④	専攻保健理療	0	1	0	0	0	0	1	0	
①	横 浜 商 科 大 学	(241-0005)〔045 (951) 2246〕 横浜市旭区白根 7-1-1	④	普 通	200	83	0	1	0	0	191	95	
			④	商 業	51	21	0	2	1	1	55	23	
②①	横 浜 女 学 院	(231-8661)〔045 (641) 3284〕 横浜市中区山手町 203	④	普 通	-	109	-	0	-	0	-	149	
①	横 浜 清 風	(240-0023)〔045 (731) 4361〕 横浜市保土ヶ谷区岩井町 447	④	普 通	159	170	2	1	0	0	273	252	
①	横 浜 創 英	(221-0004)〔045 (421) 3121〕 横浜市神奈川区西大口 28	④	普 通	87	182	0	0	1	1	143	341	
①	横浜富士見丘学園 高 等 学 校	(241-8502)〔045 (367) 4380〕 横浜市旭区中沢 1-24-1	④	普 通	13	61	0	0	0	0	33	66	
②①	横 浜 雙 葉	(231-0862)〔045 (641) 1004〕 横浜市中区山手町 88	④	普 通	-	176	-	0	-	0	-	172	
①	岩 谷 学 園 高 等 専 修 学 校	(220-0023)〔045 (324) 5867〕 横浜市西区平沼 1-38-19	④	メディア・情報	48	8	4	2	0	0	54	14	
①	横 浜 デ ザ イ ン 学 院	(220-0051)〔045 (323) 0300〕 横浜市西区中央 1-33-6	④	総合デザイン	5	19	0	1	0	0	4	22	
■ 戸 塚 公 共 職 業 安 定 所													
					(244-8560) 横浜市戸塚区戸塚町 3722 〔045 (864) 8609〕 〈最寄駅…横須賀線・東海道線・市営地下鉄＝戸塚〉								
①	金 井	(244-0845)〔045 (852) 4721〕 横浜市栄区金井町 100	④	普 通	195	115	2	0	1	1	221	124	
①	上 矢 部	(245-0053)〔045 (861) 3547〕 横浜市戸塚区上矢部町 3230	④	普 通 美 術 科	111 6	129 31	9 0	3 1	0 0	0 0	101 1	132 34	
①	松 陽	(245-0016)〔045 (803) 3036〕 横浜市泉区和泉町 7713	④	普 通	153	117	0	0	0	0	149	124	
①	横 浜 瀬 谷	(246-0011)〔045 (301) 6747〕 横浜市瀬谷区東野台 29-1	④	普 通	203	112	1	1	0	1	200	110	R5.4 県立瀬谷高校 と県立瀬谷西高校 が合併し校名変更
①	瀬 谷 支 援 学 校	(246-0005)〔045 (302) 1616〕 横浜市瀬谷区竹村町 28-1	④	普 通	25	15	9	6	0	0	35	14	
①	柏 陽	(247-0004)〔045 (892) 2105〕 横浜市栄区柏陽 1-1	④	普 通	163	143	0	0	0	0	170	144	
①	舞 岡	(244-0814)〔045 (823) 8761〕 横浜市戸塚区南舞岡 3-36-1	④	普 通	204	106	4	2	0	0	178	132	
①	横 浜 桜 陽	(245-0062)〔045 (862) 9343〕 横浜市戸塚区汲沢町 973	④①	普 通	108	113	10	8	2	8	119	134	R9.4 永谷高 校と再編統合
①	三 ツ 境 支 援 学 校	(246-0021)〔045 (365) 3711〕 横浜市瀬谷区二ツ橋町 468	④	普 通	30	16	7	0	0	0	30	24	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	横 浜 栄	(247-0013)〔045 (891) 5581〕 横浜市栄区上郷町 555	全単	普 通	172	140	1	0	0	0	177	137	
県	横 浜 修 悠 館	(245-0016)〔045 (800) 3711〕 横浜市泉区和泉町 2563	通単	普 通	117	151	12	13	1	1	196	221	
県	横 浜 緑 園	(245-0003)〔045 (812) 3371〕 横浜市泉区岡津町 2667	全単	普 通	69	149	5	7	0	0	74	184	
市	戸 塚	(245-8588)〔045 (871) 0301〕 横浜市戸塚区汲沢 2-27-1	全単	普 通	124	187	0	0	0	2	116	183	
		定時制〔045 (871) 0301〕	定	普 通	6	7	2	1	1	0	3	3	
市	本 郷 特 別 支 援 学 校	(247-0007)〔045 (894) 2952〕 横浜市栄区小菅ヶ谷 3-37-12	全	普 通	14	5	0	0	0	0	14	4	
市	二 つ 橋 高 等 特 別 支 援 学 校	(246-0021)〔045 (391) 2131〕 横浜市瀬谷区二ツ橋町 470	全	普 通	33	9	23	6	9	2	29	9	
私	公 文 国 際 学 園	(244-0004)〔045 (853) 8200〕 横浜市戸塚区小雀町 777	全	普 通	78	69	0	0	0	0	80	84	
男私	秀 英	(245-0016)〔045 (806) 2100〕 横浜市泉区和泉町 7865	通	普 通	80	0	18	0	0	0	99	0	
私	山 手 学 院	(247-0013)〔045 (891) 2111〕 横浜市栄区上郷町 460	全	普 通	248	231	0	0	1	0	239	254	
私	横 浜 隼 人	(246-0026)〔045 (364) 5101〕 横浜市瀬谷区阿久和南 1-3-1	全	普 通	253	204	1	1	1	1	295	247	
			全	国 際 語	28	47	0	0	1	0	34	70	
県	横 浜 ひ な た や ま 支 援 学 校	(246-0034)〔045 (300) 5611〕 横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20	全	普 通	24	21	3	3	0	0	31	12	
市	東 俣 野 特 別 支 援 学 校	(245-0065)〔045 (851) 9631〕 横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20	全	普 通	2	1	0	0	0	0	4	3	
■ 川 崎 公 共 職 業 安 定 所					(210-0015) 川崎市川崎区南町 17-2 〔044 (244) 8609〕 〈最寄駅…J R線＝川崎・京浜急行線＝京急川崎〉								
県	川 崎	(210-0845)〔044 (344) 5821〕 川崎市川崎区渡田山王町 22-6	全単	普 通	95	124	0	4	0	2	92	133	
		定時制〔044 (344) 6857〕	定単	普 通	20	18	2	3	1	1	34	33	
県	大 師	(210-0827)〔044 (276) 1201〕 川崎市川崎区四谷下町 25-1	全単	普 通	71	64	15	9	9	18	103	62	
市	川 崎	(210-0806)〔044 (244) 4981〕 川崎市川崎区中島 3-3-1	全	普 通	45	61	0	0	0	0	37	74	
			全	生 活 科 学	4	34	0	4	0	0	2	28	
			全	福 祉	9	13	0	4	0	0	8	26	
		定時制〔044 (244) 4981〕	定	普 通	26	25	7	2	6	7	26	20	
市	川 崎 総 合 科 学	(212-0002)〔044 (511) 7336〕 川崎市幸区小向仲野町 5-1	全	情 報 工 学	36	3	4	1	1	0	31	7	
			全	総 合 電 気	34	2	7	0	10	0	33	1	

設立区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	電 子 機 械	35	1	10	1	7	0	31	1	
			④	建 設 工 学	30	8	5	2	4	3	28	6	
			④	デ ザ イ ン	3	35	1	0	0	0	3	36	
			④	科 学	27	10	0	0	0	0	27	10	
		定時制〔044 (511) 7336〕	⑤	クリエイト工学	11	0	2	0	2	0	13	0	
			⑤	商 業	2	1	1	1	0	0	1	1	
市	幸	(212-0023)〔044 (541) 4918〕 川崎市幸区戸手本町 1-150	④	普 通	61	55	4	1	1	0	65	51	
			④	ビジネス教養	48	68	8	18	9	16	62	53	
市	田 島 支 援 学 校	(210-0853)〔044 (355) 1240〕 川崎市川崎区田島町 20-5	④	普 通	33	17	6	2	2	2	32	14	
県	鶴 見	(230-0012)〔045 (581) 4692〕 横浜市鶴見区下末吉 6-2-1	④	普 通	148	165	1	1	0	0	164	148	
県	鶴 見 総 合	(230-0031)〔045 (506) 1234〕 横浜市鶴見区平安町 2-28-8	④⑤	総 合	75	133	4	8	5	6	100	150	
県	鶴 見 支 援 学 校	(230-0071)〔045 (573) 4793〕 横浜市鶴見区駒岡 4-40-1	④	普 通	25	19	6	5	2	0	29	17	
市	東	(230-0076)〔045 (571) 0851〕 横浜市鶴見区馬場 3-5-1	④⑤	普 通	148	114	0	0	0	0	133	133	
市	横 浜 サ イ エ ン ス フ ロ ン テ イ ア	(230-0046)〔045 (511) 3654〕 横浜市鶴見区小野町 6	④⑤	理 数	161	69	0	0	0	0	151	83	
女④私	聖 ヨ ゼ フ 学 園	(230-0016)〔045 (581) 8808〕 横浜市鶴見区東寺尾北台 11-1	④	普 通	-	43	-	0	-	0	-	47	
私	橋 学 苑	(230-0073)〔045 (581) 0063〕 横浜市鶴見区獅子ヶ谷 1-10-35	④	普 通	119	104	1	2	0	1	183	178	
私	鶴 見 大 学 附 属	(230-0063)〔045 (581) 6325〕 横浜市鶴見区鶴見 2-2-1	④	普 通	108	95	0	0	0	0	149	72	
女④私	白 鵬 女 子	(230-0074)〔045 (581) 6721〕 横浜市鶴見区北寺尾 4-10-13	④	普 通	-	325	-	8	-	6	-	358	
私	法 政 大 学 国 際	(230-0078)〔045 (571) 4482〕 横浜市鶴見区岸谷 1-13-1	④	普 通	74	237	0	0	0	1	77	226	
■ 横 須 賀 公 共 職 業 安 定 所					(238-0008) 横須賀市平成町 2-14-19 〔046 (824) 8609〕 〈最寄駅…京浜急行線＝県立大学〉								
県	岩 戸 支 援 学 校	(239-0844)〔046 (839) 4503〕 横須賀市岩戸 5-6-5	④	普 通	33	17	13	3	1	0	30	16	
県	海 洋 科 学	(240-0101)〔046 (856) 4262〕 横須賀市長坂 1-2-1	④⑤	海 洋 科 学	78	15	19	6	8	0	0	0	R6.3 まで
			④	船 舶 運 航	0	0	0	0	0	0	33	2	R4.4 学 科 の 改 編
			④	水 産 食 品	0	0	0	0	0	0	9	4	R4.4 学 科 の 改 編

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	無 線 技 術	0	0	0	0	0	0	23	4	R4.4 学 科 の 改 編 R4.4 学 科 の 改 編
			④	生 物 環 境	0	0	0	0	0	0	19	8	
			④	専攻科漁業生産	10	0	3	0	7	0	5	2	
			④	専攻科水産工学	4	0	1	0	3	0	4	2	
			④	専攻科情報通信	7	0	1	0	6	0	8	2	
県	武 山 支 援 学 校	(238-0313)〔046 (856) 9687〕 横須賀市武 3-35-1	④	普 通	18	12	6	2	0	0	22	4	
県	津 久 井 浜	(239-0843)〔046 (848) 2782〕 横須賀市津久井 4-4-1	④	普 通	135	104	7	6	0	1	138	110	
県	三 浦 初 声 入 江 キ ャ ン パ ス	(238-0113)〔046 (889) 4203〕 三浦市初声町入江 274-2	④⑤	普 通	37	76	6	18	1	0	67	65	
	和 田 キ ャ ン パ ス	(238-0114)〔046 (888) 1036〕 三浦市初声町和田 3023-1	④⑤	都 市 農 業	12	11	4	2	0	0	19	10	
県	横 須 賀	(238-0022)〔046 (851) 0496〕 横須賀市公郷町 3-109	④	普 通	168	107	0	0	0	1	168	106	
		定時制〔046 (851) 0498〕	⑤	普 通	5	4	2	1	0	0	7	4	
県	横 須 賀 大 津	(239-0808)〔046 (836) 0414〕 横須賀市大津町 4-17-1	④	普 通	153	118	0	0	0	0	155	155	
県	横 須 賀 工 業	(238-0022)〔046 (851) 2133〕 横須賀市公郷町 4-10	④	機 械	60	2	45	1	2	0	49	1	
			④	電 気	61	2	33	1	4	1	48	3	
			④	化 学	25	16	17	8	1	0	13	15	
			④	建 設	0	0	0	0	0	0	30	5	R4.4 新設
県	横 須 賀 南	(239-0835)〔046 (834) 5671〕 横須賀市佐原 4-20-1	④	普 通	41	62	15	19	0	0	38	58	R2.4 県立大楠高 校と県立横須賀 明光高校が合併 し校名変更
			④	福 祉	4	40	1	4	0	0	3	34	
市	横 須 賀 総 合	(239-0831)〔046 (833) 4027〕 横須賀市久里浜 6-1-1	④⑤	総 合 学 科	157	154	2	2	0	1	154	159	
			⑤⑥	総 合 学 科	25	19	3	1	2	1	19	21	
市	ろ う 学 校	(238-0023)〔046 (834) 1172〕 横須賀市森崎 5-13-1	④	普 通	1	0	0	0	0	0	1	0	
私	湘 南 学 院	(239-0835)〔046 (833) 3433〕 横須賀市佐原 2-2-20	④	普 通	209	243	7	5	0	0	192	211	
私	三 浦 学 苑	(238-0031)〔046 (852) 0284〕 横須賀市衣笠栄町 3-80	④	普 通	216	140	13	9	4	3	258	132	
			④	工業技術科	40	4	16	1	2	0	29	11	
女④私	緑 ヶ 丘 女 子	(238-0018)〔046 (822) 1651〕 横須賀市緑が丘 39	④	普 通	-	91	-	3	-	1	-	76	
私	横 須 賀 学 院	(238-8511)〔046 (822) 4225〕 横須賀市稲岡町 82	④	普 通	268	294	0	1	0	0	267	294	
私	ヨ コ ス カ 調 理 製 菓 専 門 学 校	(238-0042)〔046 (826) 3848〕 横須賀市汐入町 2-9	④	調理師普通科	18	12	15	9	2	1	13	7	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
■ 平塚公共職業安定所 (254-0041) 平塚市浅間町 10-22 〔0463 (24) 8609〕 〈最寄駅…東海道本線＝平塚〉													
県	伊 志 田	(259-1116)〔0463 (93) 5613〕 伊勢原市石田 1356-1	全	普 通	136	133	0	1	1	0	137	125	
県	伊 勢 原	(259-1142)〔0463 (95) 2578〕 伊勢原市田中 1008-3	全	普 通	97	144	6	8	3	3	106	144	
		定時制〔0463 (95) 2578〕	定	普 通	3	5	1	0	0	0	7	6	
県	伊 勢 原 支 援 学 校	(259-1116)〔0463 (93) 7916〕 伊勢原市石田 1390	全	普 通	37	13	15	3	0	0	39	13	
県	大 磯	(255-0002)〔0463 (61) 0058〕 中郡大磯町東町 2-9-1	全	普 通	137	130	1	4	0	0	153	115	
県	湘 南 支 援 学 校	(254-0061)〔0463 (34) 7212〕 平塚市御殿 4-14-1	全	普 通	17	9	1	0	1	0	20	14	
県	高 浜	(254-0805)〔0463 (21) 0417〕 平塚市高浜台 8-1	全	普 通	100	120	2	3	1	1	110	119	
		定時制〔0463 (21) 0417〕	定単	普 通	10	7	3	3	0	0	15	12	
県	二 宮	(259-0134)〔0463 (71) 3215〕 中郡二宮町一色 1363	全	普 通	94	127	20	11	1	0	97	126	
県	平 塚 工 科	(254-0821)〔0463 (31) 0417〕 平塚市黒部丘 12-7	全	総 合 技 術	147	2	92	0	13	0	129	6	
県	平 塚 江 南	(254-0063)〔0463 (31) 2066〕 平塚市諏訪町 5-1	全	普 通	165	144	0	0	0	0	165	146	
県	平 塚 湘 風	(254-0013)〔0463 (55) 1532〕 平塚市田村 3-13-1	全単	普 通	93	66	16	4	6	8	97	68	
県	平 塚 農 商	(254-0064)〔0463 (31) 0944〕 平塚市達上ヶ丘 10-10	全	農 業 総 合	13	23	6	12	1	2	10	24	
			全	食 品 科 学	18	18	2	1	0	2	9	29	
			全	都 市 農 業	19	18	5	5	5	5	23	14	
			全	都 市 環 境	13	23	5	10	0	6	15	15	
			全	総合ビジネス	49	85	8	27	10	6	66	81	
県	平 塚 盲 学 校	(254-0047)〔0463 (31) 0948〕 平塚市追分 10-1	全	本 科 普 通	2	0	0	0	0	0	4	0	
			全	本科保健理療	0	0	0	0	0	0	0	1	
			全	専攻科理療	1	0	0	0	0	0	0	2	
			全	専 攻 科 保 健 理 療	1	1	0	0	0	0	0	1	
県	平 塚 支 援 学 校	(259-1215)〔0463 (58) 0456〕 平塚市寺田縄 590	全	肢体不自由 教 育 部 門	8	2	0	0	0	0	3	3	
			全	知的障害教育部門	15	7	5	2	1	0	23	8	
県	平 塚 ろ う 学 校	(254-0074)〔0463 (32) 0913〕 平塚市大原 2-1	全	本 科 普 通	0	4	0	2	0	0	0	0	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
			④全	本科職業科 総合デザイン	4	4	1	1	0	0	3	1	
			④全	本科職業科 情報ビジネス	2	2	2	2	0	0	2	3	
			④全	専攻科普通	0	0	0	0	0	0	0	0	
			④全	専 攻 科 情報ビジネス	0	0	0	0	0	0	0	0	
			④全	専 攻 科 総合デザイン	0	0	0	0	0	0	0	0	
④私	向	上 (259-1185)〔0463 (96) 0411〕 伊勢原市見附島 411	④全	普 通	280	215	3	2	2	0	276	239	
④私	平 塚 学 園	(254-0805)〔0463 (22) 0137〕 平塚市高浜台 31-19	④全	普 通	162	168	2	1	1	0	265	231	
④県	平 塚 中 等 教 育 学 校	(254-0074)〔0463 (34) 0320〕 平塚市大原 1-13	④全④単	普 通	77	71	1	0	0	0	80	78	
④私	自 修 館 中 等 教 育 学 校	(259-1185)〔0463 (97) 2100〕 伊勢原市見附島 411	④全	普 通	53	36	0	0	0	0	63	32	
■ 小田原公共職業安定所					(250-0011) 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9 階 〔0465 (23) 8609 (44#)〕 〈最寄駅…東海道本線・小田急線＝小田原〉								
④県	小 田 原	(250-0045)〔0465 (23) 1201〕 小田原市城山 3-26-1	④全	普 通	177	140	0	0	0	0	171	140	
			④定	普 通	8	7	4	3	0	0	3	3	
④県	小 田 原 東	(250-0003)〔0465 (34) 2847〕 小田原市東町 4-12-1	④全	総合ビジネス	30	59	10	30	1	3	39	48	
			④全	普 通	34	63	5	18	0	3	35	53	
④県	小 田 原 城 北 工 業	(250-0852)〔0465 (36) 0111〕 小田原市栢山 200	④全	デ ザ イ ン	5	16	0	2	1	0	5	26	
			④全	機 械	44	1	27	0	6	0	43	1	
			④全	建 設	18	0	2	0	0	0	28	4	
			④全	電 気	44	1	30	0	6	1	35	0	
			④定	電 気	4	0	2	0	0	0	3	0	
			④定	機 械	3	0	2	0	0	0	2	1	
④県	小 田 原 支 援 学 校	(250-0865)〔0465 (37) 2755〕 小田原市蓮正寺 1021	④全	普 通	30	15	9	0	0	0	42	20	
④県	西 湘	(256-0816)〔0465 (47) 2171〕 小田原市酒匂 1-3-1	④全	普 通	159	148	3	0	0	0	183	162	
④女④私	函 白 合 学 園	(250-0408)〔0460 (87) 6611〕 足柄下郡箱根町強羅 1320	④全	普 通	0	30	0	0	0	0	0	26	
④私	新 名 学 園 旭 丘	(250-0014)〔0465 (24) 2227〕 小田原市城内 1-13	④全	普 通	53	17	9	4	1	1	43	32	
			④全	総 合	106	53	6	4	5	0	153	79	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
⑨私	明 徳 学 園 相 洋	(250-0045)〔0465 (22) 0211〕 小田原市城山 4-13-33	⑨全	普 通	272	196	3	2	2	0	228	193	
			⑨全	商 業	18	12	1	1	0	0	11	5	
■ 藤 沢 公 共 職 業 安 定 所					(251-0054) 藤沢市朝日町 5-12 〔0466 (23) 8609〕 〈最寄駅…東海道本線・小田急江の島線＝藤沢〉								
⑨県	大 船	(247-0054)〔0467 (47) 1811〕 鎌倉市高野 8-1	⑨全	普 通	169	217	0	2	0	0	187	196	
⑨県	鎌 倉	(248-0026)〔0467 (32) 4851〕 鎌倉市七里ガ浜 2-21-1	⑨全	普 通	147	165	0	0	0	0	145	163	
⑨県	鎌 倉 支 援 学 校	(247-0075)〔0467 (45) 1954〕 鎌倉市関谷 566	⑨全	普 通	40	10	8	0	1	0	27	20	
⑨県	寒 川	(253-0111)〔0467 (74) 7694〕 高座郡寒川町一之宮 9-30-1	⑨全	普 通	130	74	61	28	1	0	102	92	
⑨県	七 里 ガ 浜	(248-0025)〔0467 (32) 5413〕 鎌倉市七里ガ浜東 2-3-1	⑨全	普 通	171	189	1	0	2	0	183	208	
⑨県	湘 南	(251-0021)〔0466 (26) 4151〕 藤沢市鶴沼神明 5-6-10	⑨全	普 通	183	165	0	0	0	0	195	159	
		定時制〔0466 (26) 8141〕	⑨定単	普 通	7	8	2	1	1	1	20	11	
⑨県	湘 南 台	(252-0805)〔0466 (45) 6927〕 藤沢市円行 1986	⑨全	普 通	112	139	2	1	0	1	90	147	
⑨県	茅 ケ 崎	(253-0042)〔0467 (52) 2225〕 茅ヶ崎市本村 3-4-1	⑨全	普 通	129	146	5	2	2	1	151	135	
		定時制〔0467 (54) 1922〕	⑨定	普 通	10	6	4	2	0	0	2	3	R8 年度生徒募集せず定時制課程募集停止
⑨県	茅 ケ 崎 西 浜	(253-0061)〔0467 (85) 0009〕 茅ヶ崎市南湖 7-12869-11	⑨全	普 通	157	165	8	10	0	0	161	164	
⑨県	茅 ケ 崎 北 陵	(253-0081)〔0467 (51) 0311〕 茅ヶ崎市下寺尾 128	⑨全	普 通	147	125	0	0	0	0	154	121	
⑨県	茅 ケ 崎 支 援 学 校	(253-0083)〔0467 (57) 5375〕 茅ヶ崎市西久保 29-1	⑨全	普 通	17	19	3	2	0	0	24	11	
⑨県	鶴 嶺	(253-0084)〔0467 (52) 6601〕 茅ヶ崎市円蔵 1-16-1	⑨全	普 通	154	221	1	0	0	0	170	207	
⑨県	深 沢	(248-0036)〔0467 (31) 6600〕 鎌倉市手広 6-4-1	⑨全	普 通	104	87	2	2	0	0	118	108	R9.4 藤沢清流高校と再編統合のため R7 年度生徒募集せず
⑨県	藤 沢 工 科	(252-0803)〔0466 (43) 4265〕 藤沢市今田 744	⑨全	総 合 技 術	156	17	71	9	17	1	139	24	
⑨県	藤 沢 清 流	(251-0002)〔0466 (82) 8112〕 藤沢市大鋸 1450	⑨全⑨単	普 通	154	112	2	1	1	0	154	108	R9.4 深沢高校と再編統合
⑨県	藤 沢 総 合	(252-0801)〔0466 (45) 9143〕 藤沢市長後 1909	⑨全⑨単	総 合	62	195	0	12	1	2	71	196	
⑨県	藤 沢 西	(251-0861)〔0466 (87) 2150〕 藤沢市大庭 3608-2	⑨全	普 通	103	166	0	2	0	0	107	169	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	藤 沢 支 援 学 校	(252-0813)〔0466 (82) 9417〕 藤沢市亀井野 2547-19	全	普 通	28	18	7	3	0	1	34	14	
市	白 浜 養 護 学 校	(251-0046)〔0466 (33) 1500〕 藤沢市辻堂西海岸 1-2-2	全	普 通	7	3	0	0	0	0	7	1	
私	ア レ セ イ ア 湘 南	(253-0031)〔0467 (87) 0132〕 茅ヶ崎市富士見町 5-2	全	普 通	100	129	0	2	0	0	127	138	
男私	栄 光 学 園	(247-0071)〔0467 (46) 7711〕 鎌倉市玉縄 4-1-1	全	普 通	183	-	0	-	0	-	172	-	
男私	鎌 倉 学 園	(247-0062)〔0467 (22) 0994〕 鎌倉市山ノ内 110	全	普 通	286	-	0	-	0	-	290	-	
女私	鎌 倉 女 学 院	(248-0014)〔0467 (25) 2100〕 鎌倉市由比ガ浜 2-10-4	全	普 通	-	155	-	0	-	0	-	164	
女私	鎌 倉 女 子 大 学 高 等 部	(247-8511)〔0467 (44) 2113〕 鎌倉市岩瀬 1420	全	普 通	-	97	-	0	-	0	-	123	R8.4 男女共学に移行 し「鎌倉国際文理高等 学校」へ名称変更
女私	北 鎌 倉 女 子 学 園	(247-0062)〔0467 (22) 6900〕 鎌倉市山ノ内 913	全	普 通	-	101	-	0	-	0	-	90	
			全	音 楽	-	13	-	0	-	0	-	21	
私	鶴 沼	(251-0031)〔0466 (22) 4783〕 藤沢市鶴沼藤が谷 4-9-10	全	普 通	93	145	0	0	0	0	131	231	
私	慶 應 義 塾 湘 南 藤 沢 高 等 部	(252-0816)〔0466 (49) 3585〕 藤沢市遠藤 5466	全	普 通	120	124	0	0	0	0	118	127	
私	湘 南 学 園	(251-8505)〔0466 (23) 6611〕 藤沢市鶴沼松が岡 4-1-32	全	普 通	100	66	0	1	0	0	99	75	
私	湘 南 工 科 大 学 附 属	(251-8511)〔0466 (34) 4114〕 藤沢市辻堂西海岸 1-1-25	全	普 通	415	194	4	1	3	1	392	171	
女私	湘 白 百 合 学 園	(251-0034)〔0466 (27) 6211〕 藤沢市片瀬目白山 4-1	全	普 通	-	163	-	0	-	0	-	163	
女私	清 泉 女 学 院	(247-0074)〔0467 (46) 3171〕 鎌倉市城廻 200	全	普 通	-	160	-	0	-	0	-	155	
男私	藤 嶺 学 園 藤 沢	(251-0001)〔0466 (23) 3150〕 藤沢市西富 1-7-1	全	普 通	134	-	0	-	2	-	194	-	
私	日 本 大 学 藤 沢	(252-0885)〔0466 (81) 0123〕 藤沢市亀井野 1866	全	普 通	350	340	0	0	3	0	254	226	
男私	藤 沢 翔 陵	(251-0871)〔0466 (81) 3456〕 藤沢市善行 7-1-3	全	普 通	147	-	13	-	0	-	184	-	
			全	商 業	56	-	12	-	1	-	45	-	
女私	聖 園 女 学 院	(251-0873)〔0466 (81) 3333〕 藤沢市みその台 1-4	全	普 通	-	60	-	0	-	1	-	68	
■ 相 模 原 公 共 職 業 安 定 所					(252-0236) 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎内 〔042 (776) 8609〕 〈最寄駅…横浜線＝相模原〉								
県	相 原	(252-0132)〔042 (760) 6131〕 相模原市緑区橋本台 4-2-1	全	畜 産 科 学	7	27	1	1	0	1	8	30	
			全	食 品 科 学	3	36	0	8	0	1	11	27	

設立 区分	学 校 名		(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
						男	女	県 内		県 外		男	女	
								男	女	男	女			
				全	環 境 緑 地	24	15	7	2	2	1	22	17	
				全	総 合 ビジネス科	44	72	6	11	2	4	44	71	
県	麻 溝 台	(252-0329)〔042 (778) 2731〕 相模原市南区北里 2-11-1	全	普 通	176	173	0	1	0	0	179	179		
県	神 奈 川 総 合 産 業	(252-0307)〔042 (742) 6111〕 相模原市南区文京 1-11-1	全単	総 合 産 業	146	56	6	4	0	0	153	73		
			定単	総 合	13	7	1	1	1	1	21	7		
県	上 鶴 間	(252-0318)〔042 (743) 5622〕 相模原市南区上鶴間本町 9-31-1	全	普 通	158	122	3	5	4	6	138	135		
県	上 溝	(252-0243)〔042 (762) 0008〕 相模原市中央区上溝 6-5-1	全	普 通	90	142	4	0	0	1	101	135		
県	上 溝 南	(252-0243)〔042 (778) 1981〕 相模原市中央区上溝 269	全	普 通	168	182	1	1	0	0	193	161		
県	相 模 田 名	(252-0244)〔042 (761) 3339〕 相模原市中央区田名 6786-1	全	普 通	140	126	12	18	3	4	151	112		
県	相 模 原	(252-0242)〔042 (752) 4133〕 相模原市中央区横山 1-7-20	全	普 通	149	126	0	0	0	1	139	138		
県	相 模 原 中 央 支 援 学 校	(252-0221)〔042 (768) 8510〕 相模原市中央区高根 1-5-36	全	普 通	20	9	2	0	1	1	25	12		
県	相 模 原 中 等 教 育 学 校	(252-0303)〔042 (749) 1279〕 相模原市南区相模大野 4-1-1	全	普 通	77	73	0	0	0	0	73	68		
県	相 模 原 支 援 学 校	(252-0336)〔042 (778) 0331〕 相模原市南区当麻 814	全	普 通	29	19	3	2	1	1	23	13		
県	相 模 原 城 山	(252-0116)〔042 (782) 6565〕 相模原市緑区城山 1-26-1	全	普 通	133	137	11	11	1	4	142	124	R5.4 相模原総合高校 と統合により城山高校 から相模原城山高校に 学校名変更	
県	津 久 井	(252-0159)〔042 (784) 1053〕 相模原市緑区三ヶ木 272-1	全	普 通	57	33	21	13	0	2	68	38		
			全	福 祉	6	14	6	4	0	1	7	16		
			定	普 通	4	4	2	2	0	0	2	3		
県	津 久 井 支 援 学 校	(252-0175)〔042 (684) 4860〕 相模原市緑区若柳 44	全	普 通	10	3	3	0	0	0	3	1		
県	橋 本	(252-0143)〔042 (774) 0611〕 相模原市緑区橋本 8-8-1	全	普 通	115	159	1	2	1	0	119	171		
県	相 模 原 弥 栄	(252-0229)〔042 (758) 4695〕 相模原市中央区弥栄 3-1-8	全	スポーツ科学	52	26	0	0	0	0	50	27	R2.4 相 模 原 青陵高校と統 合・名称変更	
			全	普 通	68	120	2	0	1	0	91	105		
			全	音 楽	2	30	0	0	0	0	8	24		
			全	美 術	2	35	0	0	0	0	4	34		
私	麻 布 大 学 附 属	(252-0206)〔042 (757) 2403〕 相模原市中央区淵野辺 1-17-50	全	普 通	141	163	0	0	1	1	173	187		

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
①私	光 明 学 園 相 模 原	(252-0336)〔042 (778) 3333〕 相模原市南区当麻 856	①全	普 通	272	192	12	5	3	4	245	143	
①女私	相 模 女 子 大 学 高 等 部	(252-0307)〔042 (742) 1442〕 相模原市南区文京 2-1-1	①全	普 通	-	337	-	2	-	0	-	382	
①私	シュタイナー学園 高 等 部	(252-0183)〔042 (687) 5510〕 相模原市緑区吉野 407	①全	普 通	8	11	0	0	0	0	8	11	
①私	東 海 大 学 付 属 相 模	(252-0395)〔042 (742) 1251〕 相模原市南区相南 3-33-1	①全	普 通	288	174	0	0	2	0	348	246	
■ 厚 木 公 共 職 業 安 定 所													
					(243-0003) 厚木市寿町 3-7-10 〔046 (296) 8609〕 〈最寄駅…小田急線＝本厚木〉								
①県	愛 川	(243-0308)〔046 (286) 2871〕 愛甲郡愛川町三増 822-1	①全	普 通	139	55	59	13	2	0	103	63	
①県	厚 木	(243-0031)〔046 (221) 4078〕 厚木市戸室 2-24-1	①全	普 通	214	139	0	0	1	0	197	154	
①県	厚 木 北	(243-0203)〔046 (241) 8001〕 厚木市下荻野 886	①全	普 通	111	75	5	6	1	2	140	88	
				スポーツ科学科	36	3	1	0	1	0	31	5	
①県	厚 木 商 業	(243-0817)〔046 (223) 6669〕 厚木市王子 3-1-1	①全	総合ビジネス	87	99	26	23	0	1	0	0	R64 厚木東高校と厚木商業高校が再編統合され、普通科と総合ビジネス科を併置した、厚木王子高校が開校
①県	厚 木 清 南	(243-0021)〔046 (228) 2015〕 厚木市岡田 1-12-1	①全①単	普 通	69	115	12	14	1	6	54	153	
		定時制〔046 (228) 2015〕	①定①単	普 通	24	20	13	9	1	0	21	23	
		通信制〔046 (228) 2015〕	①通①単	普 通	25	42	8	4	2	1	59	112	
①県	厚 木 西	(243-0123)〔046 (248) 1705〕 厚木市森の里青山 12-1	①全	普 通	134	116	4	2	0	0	132	116	
①県	厚 木 王 子	(243-0817)〔046 (221) 3158〕 厚木市王子 1-1-1	①全	普 通	86	108	0	2	0	0	79	114	R64 厚木東高校と厚木商業高校が再編統合され、普通科と総合ビジネス科を併置した、厚木王子高校が開校
			①全	総合ビジネス	0	0	0	0	0	0	62	83	
①県	有 馬	(243-0424)〔046 (238) 1333〕 海老名市杜家 5-27-1	①全	普 通	109	203	4	1	0	0	114	189	R63 普通科の卒業者数、就職差数は厚木東高校の人数
①県	海 老 名	(243-0422)〔046 (232) 2231〕 海老名市中新田 1-26-1	①全	普 通	179	210	0	0	0	0	201	190	
①県	中 央 農 業	(243-0422)〔046 (231) 5202〕 海老名市中新田 4-12-1	①全	園芸科学	34	34	10	8	0	0	39	32	
			①全	畜産科学	10	28	2	1	0	2	9	27	
			①全	農業総合	28	45	6	13	0	1	39	36	
①県	相 模 向 陽 館	(252-0003)〔046 (298) 3455〕 座間市ひばりが丘 3-58-1	①定①単	普 通	89	80	39	25	2	1	139	121	
①県	座 間	(252-0029)〔046 (253) 2011〕 座間市入谷西 5-11-1	①全	普 通	143	125	0	0	0	0	152	114	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	座 間 総 合	(252-0013)〔046 (253) 2920〕 座間市栗原 2487	全単	総 合	82	143	8	7	0	1	101	126	
県	座 間 支 援 学 校	(252-0029)〔046 (255) 2253〕 座間市入谷西 5-10-1	全	普 通	32	18	8	5	0	0	39	14	
県	え び な 支 援 学 校	(243-0422)〔046 (292) 5612〕 海老名市中新田 4-5-1	全	普 通	24	16	3	3	0	0	23	9	
私	厚 木 中 央	(243-0032)〔046 (221) 5678〕 厚木市恩名 1-17-18	通	普 通	9	13	8	4	1	1	14	9	
			通	工 業	15	0	9	0	0	0	11	0	
私	専 門 学 校 神 奈 川 総 合 大 学 学 校	(243-0032)〔046 (221) 5678〕 厚木市恩名 1-17-18	全	工業技術学科	13	0	6	0	0	0	12	0	
			全	生活造形学科	1	3	0	0	0	0	2	3	
■ 松 田 公 共 職 業 安 定 所					(258-0003) 足柄上郡松田町松田惣領 2037 〔0465 (82) 8609〕 〈最寄駅…御殿場線＝松田・小田急線＝新松田〉								
県	足 柄	(250-0106)〔0465 (73) 0010〕 南足柄市怒田 860	全	普 通	132	95	10	3	3	1	113	102	
県	大 井	(258-0017)〔0465 (83) 4101〕 足柄上郡大井町西大井 984-1	全	普 通	53	33	16	8	9	8	33	25	
県	秦 野 総 合	(257-0013)〔0463 (82) 1400〕 秦野市南が丘 1-4-1 定時制〔0463 (82) 1434〕	全	総 合	113	85	21	7	4	4	92	104	
			定	総 合	4	4	1	2	0	0	3	5	
県	秦 野	(257-0004)〔0463 (77) 1422〕 秦野市下大槻 113	全	普 通	200	157	0	0	0	0	206	145	
県	秦 野 曾 屋	(257-0031)〔0463 (82) 4000〕 秦野市曾屋 3613-1	全	普 通	90	140	0	4	3	0	103	154	
県	山 北	(258-0111)〔0465 (75) 0828〕 足柄上郡山北町向原 2370	全	普 通	101	62	11	13	4	5	124	56	
県	吉 田 島	(258-0021)〔0465 (82) 0151〕 足柄上郡開成町吉田島 281	全単	都市農業科	15	10	4	4	3	2	17	15	
			全単	食品加工科	14	17	5	5	3	3	7	21	
			全単	環境緑地科	8	11	5	4	0	2	12	18	
			全単	生活科学科	3	22	1	3	0	0	8	27	
私	立 花 学 園	(258-0003)〔0465 (83) 1081〕 足柄上郡松田町松田惣領 307-2	全	普 通	245	133	9	0	0	0	249	139	
株	山 北 学 園 鹿 島 山 北	(258-0201)〔0465 (78) 3900〕 足柄上郡山北町中川 921-87	通単	普 通	66	70	2	0	2	1	76	90	
県	秦 野 支 援 学 校	(257-0025)〔0463 (81) 5908〕 秦野市落合 500	全	普 通	18	7	7	3	3	0	17	8	
■ 横 浜 南 公 共 職 業 安 定 所					(236-8609) 横浜市金沢区寺前 1-9-6 〔045 (788) 8609〕 〈最寄駅…京浜急行線＝金沢文庫〉								

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	追 浜	(237-0061)〔046 (865) 4174〕 横須賀市夏島町 13	全	普 通	135	140	0	0	0	1	108	161	R5.4 県立逗葉高校 と県立逗子高校が 合併し校名変更
		定時制〔046 (865) 6912〕	定	普 通	6	6	3	5	0	0	10	3	
県	金 沢 総 合	(236-0051)〔045 (773) 9943〕 横浜市金沢区富岡東 6-34-1	全単	総 合 学 科	78	177	2	6	0	1	79	188	
県	金 沢 支 援 学 校	(236-0051)〔045 (770) 0456〕 横浜市金沢区富岡東 2-6-1	全	普 通	35	19	1	4	2	0	27	19	
県	釜 利 谷	(236-0042)〔045 (785) 1962〕 横浜市金沢区釜利谷東 4-58-1	全	普 通	83	95	26	16	0	1	58	68	
県	逗 子 葉 山	(249-0005)〔046 (873) 7322〕 逗子市桜山 5-24-1	全	普 通	142	163	8	11	0	1	174	129	
市	金 沢	(236-0027)〔045 (781) 5713〕 横浜市金沢区瀬戸 22-1	全	普 通	166	148	0	0	0	0	177	139	
私	関 東 学 院 六 浦	(236-8504)〔045 (781) 2525〕 横浜市金沢区六浦東 1-50-1	全	普 通	104	60	0	0	0	0	119	80	
男私	逗 子 開 成	(249-8510)〔046 (871) 2062〕 逗子市新宿 2-5-1	全	普 通	262	-	0	-	0	-	266	-	
女私	聖 和 学 院	(249-0001)〔046 (871) 2670〕 逗子市久木 2-2-1	全	普 通	-	9	-	0	-	0	-	5	
			全	英 語	-	13	-	0	-	1	-	12	
私	横 浜	(236-0053)〔045 (781) 3396〕 横浜市金沢区能見台通 46-1	全	普 通	317	285	3	1	3	5	287	299	
私	横 浜 創 学 館	(236-0037)〔045 (781) 0631〕 横浜市金沢区六浦東 1-43-1	全	普 通	272	181	7	3	1	0	293	199	
■ 川崎北公共職業安定所					(213-8573) 川崎市高津区千年 698-1 〔044 (777) 8609〕 〈最寄駅…南武線＝武蔵新城〉								
県	麻 生	(215-0006)〔044 (966) 7766〕 川崎市麻生区金程 3-4-1	全	普 通	145	160	0	0	0	0	141	172	
県	麻 生 総 合	(215-0023)〔044 (987) 1750〕 川崎市麻生区片平 1778	全単	総 合 学 科	55	96	4	9	6	10	46	55	
県	麻 生 支 援 学 校	(215-0013)〔044 (980) 4855〕 川崎市麻生区王禅寺 303-1	全	普 通	31	15	2	1	2	0	28	11	
県	生 田	(214-0035)〔044 (977) 3800〕 川崎市多摩区長沢 3-17-1	全	普通（一般）	192	155	0	0	0	0	192	163	
県	生 田 東	(214-0038)〔044 (932) 1211〕 川崎市多摩区生田 4-32-1	全	普 通	134	143	3	5	1	3	135	156	
県	川 崎 北	(216-0003)〔044 (855) 2631〕 川崎市宮前区有馬 3-22-1	全	普 通	138	142	3	1	4	7	120	157	
県	川 崎 工 科	(211-0013)〔044 (511) 0114〕 川崎市中原区上平間 1700-7	全	総合技術科	178	12	80	4	23	3	139	10	
県	新 城	(211-0042)〔044 (766) 7457〕 川崎市中原区下新城 1-14-1	全	普 通	106	169	0	1	0	0	118	150	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	菅	(214-0004)〔044 (944) 4141〕 川崎市多摩区菅馬場 4-2-1	全	普 通	162	148	11	9	5	10	158	160	
県	住 吉	(211-0021)〔044 (433) 8555〕 川崎市中原区木月住吉町 34-1	全	普 通	152	194	0	0	0	1	158	187	
県	高 津 支 援 学 校	(213-0035)〔044 (865) 0477〕 川崎市高津区向ヶ丘 16	全	普 通	17	10	3	1	1	0	36	10	
県	多 摩	(214-0021)〔044 (911) 7107〕 川崎市多摩区宿河原 5-14-1	全	普 通	163	115	0	0	0	0	161	119	
県	中 原 支 援 学 校	(211-0035)〔044 (755) 1632〕 川崎市中原区井田 3-13-1	全	普 通	30	19	3	0	0	0	30	14	
県	向 の 岡 工 業	(214-0022)〔044 (833) 9542〕 川崎市多摩区堰 1-28-1	全	機 械	59	2	38	2	1	0	34	2	
			全	電 気	65	3	36	1	8	0	57	2	
			全	建 設	41	4	28	2	5	0	44	7	
			定	総 合	7	5	4	1	2	0	5	2	
県	百 合 丘	(214-0036)〔044 (977) 8955〕 川崎市多摩区南生田 4-2-1	全	普 通	136	198	1	2	3	0	158	179	
市	高 津	(213-0011)〔044 (811) 2555〕 川崎市高津区久本 3-11-1	全	普 通	117	152	0	2	0	0	128	147	
			定	普 通	10	10	2	1	2	3	10	8	
市	橘	(211-0012)〔044 (411) 2640〕 川崎市中原区中丸子 562	全	普 通	91	104	2	0	0	0	98	100	
			全	国 際	9	27	1	0	0	0	12	26	
			全	ス ポ ー ツ	23	15	0	0	0	0	23	16	
			定	普 通	8	15	3	4	0	2	10	10	
市	中 央 支 援 学 校	(213-0011)〔044 (844) 1275〕 川崎市高津区久本 3-7-1	全	普 通	43	18	8	3	5	1	48	15	
市	髷 学 校	(211-0053)〔044 (766) 6500〕 川崎市中原区上小田中 3-10-5	全	普 通	0	0	0	0	0	0	0	0	
			全	ライフクリエイト	0	1	0	1	0	0	1	0	
私	大 西 学 園	(211-0063)〔044 (722) 2332〕 川崎市中原区小杉町 2-284	全	普 通	7	6	0	0	0	0	16	18	
			全	家 庭	0	5	0	0	0	1	0	10	
女私	カ リ タ ス 女 子	(214-0012)〔044 (911) 4656〕 川崎市多摩区中野島 4-6-1	全	普 通	0	166	0	0	0	0	0	164	
女私	洗 足 学 園	(213-8580)〔044 (856) 2777〕 川崎市高津区久本 2-3-1	全	普 通	0	238	0	0	0	0	0	237	
私	桐 光 学 園	(215-8555)〔044 (987) 0519〕 川崎市麻生区栗木 3-12-1	全	普 通	372	212	1	0	1	0	389	192	
女私	日 本 女 子 大 学 附 属	(214-8565)〔044 (952) 6711〕 川崎市多摩区西生田 1-1-1	全	普 通	0	373	0	0	0	0	0	368	
私	法 政 大 学 第 二	(211-0003)〔044 (711) 4309〕 川崎市中原区木月大町 6-1	全	普 通	365	248	0	0	0	0	374	251	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
■ 港北公共職業安定所 (222-0033) 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 〔045 (474) 1221〕 〈最寄駅… J R線・市営地下鉄 = 新横浜〉													
県	市	ヶ 尾	(225-0024)〔045 (971) 2041〕 横浜市青葉区市ヶ尾町 1854	全	普 通	196	196	0	1	0	0	184	209
県	荏	田	(224-0007)〔045 (941) 3111〕 横浜市都筑区荏田南 3-9-1	全	普 通 (一般コース)	221	170	4	0	0	0	219	166
県	川	和	(224-0057)〔045 (941) 2436〕 横浜市都筑区川和町 2226-1	全	普 通	133	177	0	0	0	0	142	173
県	岸	根	(222-0034)〔045 (401) 7872〕 横浜市港北区岸根町 370	全	普 通	162	152	0	0	0	0	147	160
県	霧 が	丘	(226-0016)〔045 (921) 6911〕 横浜市緑区霧が丘 6-16-1	全	普 通	173	154	2	1	0	0	186	143
県	港	北	(222-0037)〔045 (541) 6251〕 横浜市港北区大倉山 7-35-1	全	普 通	138	174	0	0	0	0	181	170
県	新	栄	(224-0035)〔045 (593) 0307〕 横浜市都筑区新栄町 1-1	全	普 通	145	165	7	4	2	2	165	176
県	田	奈	(227-0034)〔045 (962) 3135〕 横浜市青葉区桂台 2-39-2	全	普 通	30	22	15	9	0	0	23	21
県	新	羽	(223-0057)〔045 (543) 8631〕 横浜市港北区新羽町 1348	全	普 通	160	205	3	4	1	10	172	185
県	白	山	(226-0006)〔045 (933) 2231〕 横浜市緑区白山 4-71-1	全	普 通	136	107	13	1	5	6	136	102
				全	美 術	4	31	0	0	0	0	5	29
県	みどり支援学校	(226-0002)〔045 (471) 7491〕 横浜市緑区東本郷 5-18-1	全	普 通	31	9	4	1	0	1	23	19	
県	元 石 川	(225-0004)〔045 (902) 2692〕 横浜市青葉区元石川町 4116	全	普 通	145	201	1	0	0	1	153	195	
市	北 綱 島 特 別 支 援 学 校	(223-0053)〔045 (545) 0126〕 横浜市港北区綱島西 5-14-54	全	普 通	1	3	0	0	0	0	2	1	
女私	英 理 女 子 学 院	(222-0011)〔045 (431) 8188〕 横浜市港北区菊名 7-6-43	全	普 通	0	181	0	0	0	4	0	178	
女私	大 谷 学 園 清 心 女 子	(222-0024)〔045 (421) 8864〕 横浜市港北区篠原台町 36-37	通	普 通	0	115	0	11	0	1	0	124	
私	神 奈 川 大 学 附 属	(226-0014)〔045 (934) 6211〕 横浜市緑区台村町 800	全	普 通	114	92	0	0	0	0	107	96	
男私	慶 應 義 塾	(223-8524)〔045 (566) 1381〕 横浜市港北区日吉 4-1-2	全	普 通	670	0	0	0	0	0	752	0	
男私	サ レ ジ オ 学 院	(224-0029)〔045 (591) 8222〕 横浜市都筑区南山田 3-43-1	全	普 通	181	0	0	0	0	0	184	0	
私	中 央 大 学 附 属 横 浜	(224-8515)〔045 (592) 0801〕 横浜市都筑区牛久保東 1-14-1	全	普 通	99	209	0	0	0	0	117	241	

設立 区分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和6年3月 卒業者数		令和6年3月 就職者数				令和7年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
①私	桐 蔭 学 園	(225-8502)〔045 (971) 1411〕 横浜市青葉区鉄町 1614	①全	普 通	634	393	2	1	1	0	451	425	
①私	桐 蔭 学 園 中 等 教 育 学 校	(225-8502)〔045 (971) 1411〕 横浜市青葉区鉄町 1614	①全	普 通	157	0	0	0	0	0	180	65	H31.4 入学生 から共学
①私	日 本 大 学	(223-8566)〔045 (560) 2600〕 横浜市港北区箕輪町 2-9-1	①全	普 通	286	266	0	0	0	0	293	223	
男①私	武 相	(222-0023)〔045 (401) 9042〕 横浜市港北区仲手原 2-34-1	①全	普 通	229	0	9	0	4	0	260	0	
①私	森 村 学 園	(226-0026)〔045 (984) 2505〕 横浜市緑区長津田町 2695	①全	普 通	66	97	0	0	0	0	84	92	
①私	横 浜 翠 陵	(226-0015)〔045 (921) 0301〕 横浜市緑区三保町 1	①全	普 通	119	127	0	0	0	0	82	72	
①県	あおば支援学校	(227-0041)〔045 (978) 1161〕 横浜市青葉区上谷本町 109	①全	普 通	22	10	0	0	0	0	15	19	
①私	野 田 鎌 田 学 園 横浜高等専修学校	(223-0059)〔045 (642) 3900〕 横浜市港北区北新横浜 1-4-1	①全	調 理	33	17	9	2	9	3	31	20	
		(226-0015)〔045 (921) 0301〕 横浜市緑区三保町 1	①全	情報メディア	7	0	1	0	1	0	4	0	
		(242-0018) 大和市深見西 3-3-21 〔046 (260) 8609〕 〈最寄駅…小田急江の島線・相模鉄道＝大和〉											
①県	綾 瀬	(252-1134)〔0467 (76) 1400〕 綾瀬市寺尾南 1-4-1	①全	普 通	169	151	4	8	0	0	161	160	
①県	綾 瀬 西	(252-1123)〔0467 (77) 5121〕 綾瀬市早川 1485-1	①全	普 通	137	114	28	26	3	0	142	135	
①県	大 和	(242-0002)〔046 (274) 0026〕 大和市つきみ野 3-4	①全	普 通	154	122	0	0	0	0	133	137	
①県	大 和 西	(242-0006)〔046 (276) 1155〕 大和市南林間 9-5-1	①全	普 通	144	125	0	0	0	0	135	135	
①県	大 和 東	(242-0011)〔046 (264) 1515〕 大和市深見 1760	①全	普 通	104	80	33	14	7	8	94	74	
①県	大 和 南	(242-0014)〔046 (269) 5050〕 大和市上和田 2557	①全	普 通	156	135	5	8	1	2	190	112	
①私	柏 木 学 園	(242-0018)〔046 (260) 9011〕 大和市深見西 4-4-22	①全①単	普 通	150	99	4	1	0	0	212	158	
女①私	聖 セ シ リ ア 女 子	(242-0006)〔046 (275) 3727〕 大和市南林間 3-10-1	①全	普 通	0	88	0	0	0	0	0	115	
①私	生 蘭 高 等 専 修 学 校	(252-1121)〔0467 (76) 1616〕 綾瀬市小園 1520	①全	総合ビジネス科	84	39	13	2	0	0	83	26	
①私	大 和 商 業 高 等 専 修 学 校	(242-0012)〔046 (262) 0122〕 大和市深見東 1-1-9	①全	総合ビジネス科	80	10	24	4	5	0	55	15	

表 の 見 方

設 立 区 分

①＝国立、②＝県立、③＝市立、④＝私立高校、⑤＝「構造改革特別区域法」に基づき株式会社が設置する学校を示します。また、⑥＝男子校、⑦＝女子校を示し、記載がないのは共学校です。

課 程

⑧＝全日制高校、⑨＝定時制高校、⑩＝通信制高校、⑪＝単位制高校を示します。

学 科

普通＝普通科・その他は総合、商業、福祉、その他の学科名を示します。

備 考

過去5年間に設立された学校について新設と示してあります。

男子校・女子校・共学校の区別は令和5年3月卒業予定者を基準としています。

神奈川県内 特別支援学校一覧

No	学校名	設置学部					郵便番号	所在地	電話
		幼	小	中	高	専			
県立									
1	平塚盲学校	視	視	視	視	視	254-0047	平塚市追分 10-1	0463 (31) 0948
2	平塚ろう学校	聴	聴	聴	聴	聴	254-0074	平塚市大原 2-1	0463 (32) 0129
3	瀬谷支援学校		知	知	知		246-0005	横浜市瀬谷区竹村町 28-1	045 (302) 1616
3b	〃分教室 [大和東高校内]				知		242-0011	大和市深見 1760	046 (264) 2061
3c	〃分教室 [大和南高校内]				知		242-0014	大和市上和田 2557	046 (279) 6577
4	相模原支援学校		知	知	知		252-0336	相模原市南区当麻 814	042 (778) 0331
4b	〃分教室 [橋本高校内]				知		252-0143	相模原市緑区橋本 8-8-1	042 (700) 1621
5	保土ヶ谷支援学校		知	知	知		240-0026	横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-8-1	045 (714) 0126
5b	〃分教室 [舞岡高校内]				知		244-0814	横浜市戸塚区南舞岡 3-36-1	045 (823) 9654
5c	〃分教室 [横浜平沼高校内]				知		220-0073	横浜市西区岡野 1-5-8	045 (328) 2010
6	武山支援学校		知肢	知肢	知肢		283-0313	横須賀市武 3-35-1	046 (856) 5800
6b	〃分教室 [津久井浜高校内]				知		239-0843	横須賀市津久井 4-4-1	046 (848) 2137
7	藤沢支援学校		知	知	知		252-0813	藤沢市亀井野 2547-19	0466 (82) 8101
7b	〃分教室 [鎌倉高校内]				知		248-0026	鎌倉市七里ヶ浜 2-21-1	0467 (32) 8721
8	高津支援学校		知	知	知		213-0035	川崎市高津区向ヶ丘 16	044 (865) 0477
8b	〃分教室 [生田東高校内]				知		214-0038	川崎市多摩区生田 4-32-1	044 (931) 1020
8c	〃分教室 [川崎北高校内]				知		216-0003	川崎市宮前区有馬 3-22-1	044 (870) 1040
9	みどり支援学校		知	知	知		226-0002	横浜市緑区東本郷 5-18-1	045 (471) 7491
9b	〃分教室 [新栄高校内]				知		224-0035	横浜市都筑区新栄町 1-1	045 (591) 6443
10	伊勢原支援学校		知	知	知		259-1116	伊勢原市石田 1390	0463 (93) 7297
10b	〃伊志田分教室 [伊志田高校内]				知		259-1116	伊勢原市石田 1356-1	0463 (93) 0082
11	小田原支援学校		知肢	知肢	知肢		250-0865	小田原市蓮正寺 1021	0465 (37) 2755
11b	〃大井分教室				知		258-0017	足柄上郡大井町西大井 984-1	0465 (86) 0040
11C	〃湯河原校舎		知肢	知肢	知肢		259-0301	足柄下郡湯河原町中央 2-21-3	0465 (60) 1800
12	鶴見支援学校		知	知	知		230-0071	横浜市鶴見区駒岡 4-40-1	045 (573) 4787
12b	〃分教室 [岸根高校内]				知		222-0034	横浜市港北区岸根町 370	045 (439) 3050
13	湘南支援学校		知	知	知		254-0061	平塚市御殿 4-14-1	0463 (34) 7212
14	平塚支援学校		知肢	知肢	知肢		259-1215	平塚市寺田縄 590	0463 (58) 0456
15	三ツ境支援学校		肢	肢	知肢		246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町 468	045 (365) 3711
15b	〃分教室 [横浜緑園高校内]				知		245-0003	横浜市泉区岡津町 2667	045 (811) 5231
16	中原支援学校		肢	肢	知肢		211-0035	川崎市中原区井田 3-13-1	044 (755) 1632
16b	〃分教室 [住吉高校内]				知		211-0021	川崎市中原区木月住吉町 34-1	044 (430) 1016
17	鎌倉支援学校		肢	肢	知肢		247-0075	鎌倉市関谷 566	0467 (45) 1482
17b	〃分教室 [金井高校内]				知		224-0845	横浜市栄区金井町 100	045 (852) 4722
18	座間支援学校		肢	肢	知肢		252-0027	座間市入谷西 5-10-1	046 (255) 2253
18b	〃分教室 [有馬高校内]				知		243-0424	海老名市杜家 5-27-1	046 (238) 1349
18c	〃分教室 [相模向陽館高校内]				知		252-0003	座間市ひばりが丘 3-58-1	046 (298) 0038

No	学校名	設置学部					郵便番号	所在地	電話
		幼	小	中	高	専			
19	茅ヶ崎支援学校		知肢	知肢	知肢		253-0083	茅ヶ崎市西久保 29-1	0467 (57) 5379
20	津久井支援学校		知肢	知肢	知肢		252-0175	相模原市緑区若柳 44	042 (684) 4860
21	麻生支援学校		知肢	知肢	知肢		215-0013	川崎市麻生区王禅寺 303-1	044 (980) 4850
21b	〃分教室 [元石川高校内]				知		225-0004	横浜市青葉区元石川町 4116	045 (905) 0037
22	金沢支援学校		知肢	知肢	知肢		236-0051	横浜市金沢区富岡東 2-6-1	045 (770) 0456
22b	金沢支援学校分教室 [氷取沢高校内]				知		235-0043	横浜市磯子区氷取沢町 938-2	045 (778) 1065
23	岩戸支援学校				知肢		239-0844	横須賀市岩戸 5-6-5	046 (839) 4502
24	相模原中央支援学校	視聴	視知聴肢	視知聴肢	知肢		252-0221	相模原市中央区高根 1-5-36	042 (768) 8510
25	秦野支援学校		肢知病	肢知病	肢知病		257-0025	秦野市落合 500	0463 (81) 5908
26	横浜南支援学校		病	病	病		232-0066	横浜市南区六ッ川 2-138-4	045 (712) 4046
27	横浜ひなたやま支援学校				知		246-0034	横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20	045 (300) 5611
28	えびな支援学校		知肢	知肢	知肢		243-0422	海老名市中新田 4-5-1	046 (292) 5612
29	あおば支援学校		知肢	知肢	知肢		227-0041	横浜市青葉区上谷本町 109	045 (978) 1161
横浜市立									
30	盲特別支援学校	視	視	視	視	視	221-0005	横浜市神奈川区松見町 1-26	045 (431) 1629
31	ろう特別支援学校	聴	聴	聴	聴		240-0067	横浜市保土ヶ谷区常盤台 81-1	045 (335) 0411
32	港南台ひの特別支援学校		知	知	知		234-0054	横浜市港南区港南台 5-3-2	045 (830) 5826
33	本郷特別支援学校		知	知	知		247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷 3-37-12	045 (894) 2952
34	日野中央高等特別支援学校				知		234-0053	横浜市港南区日野中央 2-25-3	045 (844) 3015
35	二ツ橋高等特別支援学校				知		246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町 470	045 (391) 2131
36	上菅田特別支援学校		肢	肢	肢		240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 462	045 (382) 0420
37	中村特別支援学校		肢	肢	肢		232-0033	横浜市南区中村町 4-269-1	045 (261) 9863
38	北綱島特別支援学校		肢	肢			223-0053	横浜市港北区綱島西 5-14-54	045 (545) 0126
39	東俣野特別支援学校		肢	肢	肢		245-0065	横浜市戸塚区東俣野町 1103-1	045 (851) 9631
40	浦舟特別支援学校		病	病			232-0024	横浜市南区浦舟町 3-46	045 (243) 2624
41	若葉台特別支援学校		肢	肢	知肢		241-0801	横浜市旭区若葉台 2-1-1	045 (923) 1300
42	左近山特別支援学校		肢	肢	肢		241-0831	横浜市旭区左近山 1011	045 (352) 1580
川崎市立									
43	聾学校	聴	聴	聴	聴		211-0053	川崎市中原区上小田中 3-10-5	044 (766) 6500
44	中央支援学校			知	知		213-0011	川崎市高津区久本 3-7-1	044 (844) 1275
44b	〃高等部分教室				知		211-0053	川崎市中原区上小田中 3-10-5	044 (755) 5666
45	田島支援学校		知肢	知肢	知肢		210-0853	川崎市川崎区田島町 20-5	044 (355) 1240
横須賀市立									
46	ろう学校	聴	聴	聴	聴		238-0023	横須賀市森崎 5-13-1	046 (834) 1172
47	養護学校		肢	肢			239-0844	横須賀市岩戸 5-6-4	046 (849) 6465
藤沢市立									
48	白浜養護学校		知	知	知		251-0046	藤沢市辻堂西海岸 1-2-2	0466 (33) 1500
国立大学法人									
49	筑波大学附属久里浜 特別支援学校	知	知				239-0841	横須賀市野比 5-1-2	046 (848) 3441
50	横浜国立大学教育学部附属 特別支援学校		知	知	知		232-0061	横浜市南区大岡 2-31-3	045 (742) 2291
私立									
51	横浜訓盲学院	視	視	視	視	視	231-0847	横浜市中区竹之丸 181	045 (641) 2626
52	聖坂支援学校		知	知	知	知	231-0862	横浜市中区山手町 140	045 (622) 2974

県下公共職業安定所一覧

安 定 所 名	所 在 地	郵 便 番 号	管 轄 区 域	電 話 番 号	最 寄 駅
横 浜 (中・高卒)	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル4階 横浜所分庁舎(中・高卒)	220 -0004	横浜市のうち神奈川区、 西区、中区、南区、港南区、 保土ヶ谷区、旭区、磯子区	(045) 663-8609	JR横浜 市営地下鉄横浜 8分 各私鉄横浜
横浜新卒応援 ハローワーク (大学等卒)	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階			(045) 312-9206	
戸 塚	横浜市戸塚区戸塚町3722	244 -8560	横浜市のうち戸塚区、瀬 谷区、栄区、泉区	(045) 864-8609	JR戸塚 地下鉄戸塚 15分
川 崎	川崎市川崎区南町17-2	210 -0015	川崎市のうち川崎区、幸 区、横浜市のうち鶴見区	(044) 244-8609	京急川崎、JR川崎 10分
横 須 賀	横須賀市平成町2-14-19	238 -0013	横須賀市(横浜南職安管轄 を除く)、三浦市	(046) 824-8609	京急県立大学 12分
平 塚	平塚市浅間町10-22 (平塚地方合同庁舎1・2F)	254 -0041	平塚市、伊勢原市、中郡	(0463) 24-8609	JR平塚 15分
小 田 原	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	250 -0011	小田原市、足柄下郡	(0465) 23-8609	JR小田原 小田急小田原 5分
藤 沢	藤沢市朝日町5-12 (藤沢労働総合庁舎)	251 -0054	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡、 鎌倉市	(0466) 23-8609	JR藤沢、 小田急藤沢 10分
相 模 原	相模原市中央区富士見6-10-10 (相模原地方合同庁舎1F)	252 -0236	相模原市	(042) 776-8609	JR相模原 バス 10分
厚 木	厚木市寿町3-7-10	243 -0003	厚木市、海老名市、座間市、 愛甲郡	(046) 296-8609	小田急本厚木 10分
松 田	足柄上郡松田町松田惣領2037	258 -0003	秦野市、南足柄市、足柄 上郡	(0465) 82-8609	JR松田 5分 小田急新松田 7分
横 浜 南	横浜市金沢区寺前1-9-6	236 -8609	※別掲のとおり	(045) 788-8609	京急金沢文庫 10分
川 崎 北	川崎市高津区千年698-1	213 -8573	川崎市のうち麻生区、宮 前区、高津区、多摩区、 中原区	(044) 777-8609	JR武蔵新城 12分
港 北	横浜市港北区新横浜3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎内)	222 -0033	横浜市のうち港北区、緑 区、青葉区、都筑区	(045) 474-1221	JR新横浜 12分 地下鉄新横浜
大 和	大和市深見西3-3-21	242 -0018	大和市、綾瀬市	(046) 260-8609	小田急大和 相鉄大和 18分

※ 〔 横浜市のうち金沢区、逗子市、三浦郡、
横須賀市のうち船越町、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、
湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、追浜南町、浜見台、港が丘 〕